



○天勝正君 そこで申し上げますが、事業を行なう場合は、いかなる事業といえども、この金利を無視して事業というものは成り立ちません。それは自己資本をもって行なった場合でも、金利を見ない事業などというものは成り立つものではないのであります。したがつて、これは自己資本でやるとか、借入金でやるとか、それらの別は、むしろその金利の見なしに幾らになるかということで事業の存立が決定される。これは事業を少しでもやつたことのある人なら、みんな承知していることなんです。ところが今伺いました、この金利は決して高いものではない。五分以下の金利だったら、自分の資本を持たなくとも借入金だけでもやつたほうがむしろ有利であります。その借入金の中心が世銀でありますから、これは五分、その他余剩農産物は四分、トータルいたしましても六分五厘である資金運用部はきわめて少額でありますから、これは、いにぎに足らぬい。全部つまり五分以下の金利の金を使つておつたということでありますので、しかば普通の事業ならこの程度なら必ず利潤が上がるはずであります。ところが、これをやめて政府資金です。つまり一般会計から繰り入れていくと置き十二年償還でございます。それから余剩農産物特別会計の利率は四分、償還条件は世銀と同じ三年据え置き十二年償還でございます。それから運用二年償還でございます。それから運用部資金の場合は、金利六分五厘、償還条件は二年据え置き十三年償還でござります。

いう出資の形をとるというのは、今局長が説明されたのでは、ただ事情変更と。借りられなくなつたということが資金計画の上における事情変更というのはどうしたことなんですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 世銀借款あるいは余剰農産物によりまする見返り資金からの融資、あるいは運用部資金からの融資と、こういうふうに相なっております。でそれはやはり世銀の借款等も発足当初、それからその後ジャージーの輸入資金というふうに借款いたしましたが、その後なかなかこれを借りるということも困難になつて参りますし、また見返り資金といふところにつきましても、これを借りるということは非常に困難になつて参りました。そこで、運用部資金というふうに相なるわけるであります。その間におきましてやはり借入金のみによりますと、やはり金利の負担ということで非常に御指摘のように低利でございますが、やはり金利の負担があるわけでございます。で運用上やはり出資金を仰ぎまして、無利子の金を使うということも、この公団の運営を安定せしめる上に必要でござりますし、また借入金のみによりまして機械を借り入れてこれを運用して参ります場合におきまして、この公団それ自体がやはり公共性の高い国ので事業の一環等に関連して仕事を行なつてゐる。そういう面で利益といつた点について、収支償うようにできるだけこれを運用するというのが方針でございます。いまして、過去におきまして御指摘のような赤字が出ましたことは、申しわ

けないことでございまして、公團自体の運営としては、収支償うということが一番理想ではないかとわれわれも考えております。そういう段階におきましては、やはり出資金を仰ぎまして、無利子の金の運用によりまして公團の運営を安定し、またそれによって新しい機械を購入していく道を開くことは必要じゃないかと、われわれは考えておる次第でございます。なお、出資金等によるほか、機械の購入等の問題につきましては、資金運用部資金等の借入を考えて参りたい、こういうふうに考えております。

は、それはそれ自体損失である。普通の経理ならばそう見るべきであります。よってここに一億五千五百四十万円という損失が出たと見て当然だと思います。私は思います。しかば、どう考えても今回の一億五千万円はこの損失に見合うだけ出資するのである、こういふうに判断されますが、この点はいかがです。

○政府委員(庄野五一郎君) 公団の主張字欠損につきましては、かねての運営等におきましていろいろ問題があつたとかと存じまして、この点についてまことに申しわけないと存じております。で、今回の措置といたしまして、公団の出資金といたしまして一億五千万円現金で出資いたします。その事情は先ほどから御説明いたした次第でござりますが、なお過去に公団といたしまして発生いたしました欠損金につきましては一億五百万円を限度といたしますて三十七年度においてこれを補てんしていく、そうして公団のそういった経理上資金の問題をきれいにいたしまして、公団の執行体制も整えて、三十一年度から新しく公団といたしまして運動を始める、こういうふうにいたしましたと考えて御審議を願つておる次第であります。

○天田勝正君 局長よく考えていただきたいのです。考えていただくよりも、あなたの承知していくそういう答をされておるのだと私は思う。そういうのをなればおよそ経理を御存じないということになっちゃうのですから。もと一つの事業体があれば、それを今までの事業の収支計算のほかに他から資金を入れなければならないということは、それは欠損なんですよ。事業そぞ

ものとしては欠損なんです。だから借入金でも何でも入れなければならぬ。そこで過去の集計をあなたのほうで出されたこれで計算をしてみても、私が指摘したように、一億五千五百四十五万円という欠損になるのです、政府から借り入れる損失だと書かれている分と両方で、いいですか。ですから、それを独立採算制でやるならば、これは明瞭に欠損になるのであって、その欠損の数字というものが資料によつてこちら、今申し上げた数字になるのであるから、今回の一億五千万円というものはそれに見合うものでしよう。そう入ることはなくて済むわけですから。  
**○政府委員(庄野五一郎君)** 二月に当委員会に提出いたしました資料の二ページでございますが、経理状況を記載いたしてございます。この公團の各年次の決算をいたしまして、そして差引総額欠損額といたしまして、三十六年度一億五百万円、こういうものが出て参った次第でございます。これを赤字補てん金といたしまして三十七年度に一億五百万円を限度として繰り入れる、こういうことに相なつております。出資のほうは、新しい事業運営といたしまして、今後の公團の運営の健全化をはかり、そして新規の機械の購入もこの出資金からやる、こういうような前向きのものでございます。  
**○天勝勝正君** あなたのおっしゃるのは、この資料のほうで申し述べられておる。私の申し上げておるのは、こちらの表のほうで集計して申し上げております。あとで計算して他の機会でも御答弁願いたい。少なくとも事業を経営する

る責任者というものは、あなたが直接監督の立場にあっても、当該責任者ではないかも知れない。しかし、そういう私が指摘しているようなきびしい心がまえでなければ、事業などは成り立たないということを申し上げておる。

むしろ国民の税金から成り立っているものは、さらに一そく普通の民間企業よりも大切にしなければならぬ。その心がまえであなたの方も監督してもらわなければ困るという観点から申し上げておるのである。後ほどこれを私が言った数字が間違っているかどうか集計してごらんさい、この統計を。

次に進みます。当初出発する際に、世銀借款をし、世銀借款には当然条件がつきます。その条件は自然どこから機械を買ひ取るか、押しつけと言えばあまり強過ぎる言葉でありますけれども、日本が他国へ借款を与えるときには、これが欠損に至った一つの事由にならぬことになる。これはもう習慣上当たります。そこで、私はこの際聞きますのは、これが欠損に至った一つの事由によるとか施設を使えとか、こういうことになります。そこでは日本の中の機械を買えとか施設を使えとか、こういうことになります。これはもう習慣上当たります。

○天田勝正君 一つの計画をするに私は検討済みでなくちゃならぬと思うのです。オーバーな表現をすれば、ずいぶんこのほかにも多くの機械が必要でありますけれども、日本が他国へ借款を与えるときに最も適合しないという話を私は聞いておりませんけれども、特にピアレス・ドレッジャーやクローラー、ダンプ・トラクター、こういったものは実際

に使用したところが使えなかつた、処分せざるを得なくなつた、こういうことになります。しかばら、これを無所管がえするというのですか、払い下されども満足いたします。

○天田勝正君 次に進みます。今回、国は多くの機械を公団に転換するというのですか、それが今後の答弁は、内容はきわめて遺憾だ

ります。これについては、この評議委員会を設けまして適正に評議いたしまして、現物出資の出資額を決定いたしました。これについて、この評議委員会

は、それには欠損なんですよ。事業その

いうもののを他から入れるということ

は、それは欠損なんですよ。事業その

弁願いたい。少なくとも事業を經營す

ういうものは、おそらく所得増加に合わせたものだと思いますが、その数字が明らかでございましょうか。

○天田勝正君 ただいまの台帳によつて調査いたしました用時間とそれから取得年度、取得価格、それから残使用時間数、一応ただ

おきました、篠津の泥炭層等が予想外に深くて、やはりダンプ・トラック等の大きいものにつき地耐力に問題があつた、こういうふうに聞いています。

○天田勝正君 計画した側はどうぞありました、こういうふうに聞いています。その点御指摘の点の

とおりの面もある、こういうふうに承知いたしております。

○天田勝正君 一つの計画をするに私は検討済みでなくちゃならぬと思うのです。オーバーな表現をすれば、ずいぶんこのほかにも多くの機械が必要でありますけれども、日本が他国へ借款を与えるときに最も適合しないという話を私は聞いておりませんけれども、特にピアレス

ス・ドレッジャーやクローラー、ダンプ・トラクター、こういったものは実際

に使用したところが使えなかつた、処分せざるを得なくなつた、こういうことになります。しかばら、これを無

所管がえするというのですか、払い下されども満足いたします。

○天田勝正君 一つの計画をするに私は検討済みでなくちゃならぬと思うのです。オーバーな表現をすれば、ずいぶんこのほかにも多くの機械が必要でありますけれども、日本が他国へ借款を与えるときに最も適合しないという話を私は聞いておりませんけれども、特にピアレス

ス・ドレッジャーやクローラー、ダンプ・トラクター、こういったものは実際

に使用したところが使えなかつた、処分せざるを得なくなつた、こういうことになります。その意味におきまし

て当初このクローラー、ダンプ・トラクターが使える、こういうふうに考えて計画した次第でござりますが、使え

ない場所が非常に多く出てきた、こう

第八部 農林水産委員会会議録第三十二号 昭和三十七年四月二十四日 【参議院】

ように、経事業量を申し上げた次第でございまして、開墾にいたしまして、これも、補助整備にいたしましても、これに機械力をもつて施行するというのでは、現状におきまして開墾においては七二%程度を機械力の開墾に依存したいこういうふうに考えておる次第でございます。また補助整備、そういうものも、今後機械力に依存する面を大きく取り上げていて、こういった所得倍増計画におきまする機械施行の方式と、そういう点を考えまして、大体五〇%程度を予定いたしておりま

す。そういうことで、機械施行の分は、今先生から御指摘のような数字に相なるわけでございまして、それを全部公団でやるというだけの能力は今のところないわけございまして、大体公団有とそれから民間のものと、それからただいま持っております都道府県の開発機械、そういうものでこの計画を推進いたしていきたい、こういうことでござります。で、開墾等について公団が今の目標で三〇%程度、都道府県が三〇%、業界で四〇%程度の分野でやらしていきたい、こういうふうに考えております。

○天田勝正君 もうすでに議連の理事会が始まつたようでありまして、また帰つてきてから質疑をするのであります。ですが、この際私お伺いしておきたいのは、先ほどの欠損の答弁でござりますが、政府側のおっしゃるところでも、一億五百万円である。そこで、一億五千円ほどこの際出資せざるを得なくなってきた。この一億五千万円についてどう使うかということであります。

○衆議院の答弁を見ますといふと、一億は安定資金だ、五千万円で機械を

買います、こういうことであります。そうすると、まあ五千万のほうはさておきまして、一億の安定資金というのを何にするのか、結局この経理を見てみますと、事業外収入というようなものがたくさんあって、受取り利息と

いうようなものがかなり多額に記載されております。そこで、今度やっぱり一億というものを、端的にいうならば利さやかせぎで、この利息をかせいでのことですか。

○政府委員(庄野五一郎君) これまで公団の運営におきまして、一般管理費は、今先生から御指摘のようになりますが、政府から補助金として交付いたしております。それについてもなお補助金として交付いたしましたが、埋まらない面が残つて

おるよう承知いたしております。なお、事業の欠損金等もございまして、そういうものが一億五百万元に三十六

年度末に相なるということになりまして、一億五百万円の赤字補てんというものを三十七年度にいたします。それから別に出資金といたしまして一億五千万元を出資いたすわけでございま

して、そのうちの一億については、公団の運営の安定を期するために、今御指摘のよう安定期金といたしまして、

○天田勝正君 いわゆる一般管理費等に充當するようになります。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のとおりと存じております。

○安田敏雄君 この間、前の委員会の私の質問の中で、公団の赤字が累計し

て一億一千二百三十五万というようになる減価償却を行なつていない。他に

た、こういうようにいろいろに指摘しているわけです。さらに、経理については、減価償却は、会計規定に定めて

ある減価償却を行なつていない。他に

そういう点は農地局長、今、行政管理局のほうではほかにもいろいろ原因があるのだということを率直に指摘しているわけですが、こういう点は、ど

うですか、大臣の答弁と行政管理局の指摘とは食い違いがあるわけですね、これについてどう思いますか。

○政府委員(庄野五一郎君) その際審議につきましては、その部分だけお

買います、こういうことであります。

なる、その欠損の原因はまた後ほど追及しますが、欠損になるので、そこで利息で実はいいあんばいに運営していこうと、こういう含みがあるん

であります。そこで行管のほうは来て

ます。

そこで行管のほうは来ているの

ですか。

ます。

度で赤字の補てんをいたしまして、もう今後はそういうことは期待いたさないようにならなければなりません。

○政府委員(庄野五一郎君) 三十七年

度で状況を見ますと、公団の赤字は何によって生じたかという問題について、農林大臣が終始機械の稼働率が非常に低かったということを言ってお

ます。

ます。

○安田敏雄君 衆議院のほうの審議

何によって生じたかという問題について、農林大臣が終始機械の稼働率が非常に低かったということを言つてお

ます。

ます。

ます。

○清澤俊英君 関連。今のところね、この間も私はお伺いしたと思うのですが、運用益でもないと、こういうの

すね、そういう点を御答弁願いたいと思つて。一億円が、今でははつきりと運用益だと、こう言われるから、そうするとどこかに積み立てられるの

です。どこかに積み立てて、その運用益幾らとこう毎年見ていかれるのか

か。その点をお聞きしたいと思

います。

○天田勝正君 委員長、質問を中断し

ます。

したあとで農林省当局にも適切な事業計画が樹立されておらなかつたという

ます。

ます。

○山監察審議官、それから池上監察官の二人が参つております。

○安田敏雄君 衆議院のほうの審議

何によって生じたかという問題について、農林大臣が終始機械の稼働率が非常に低かったということを言つてお

ます。

ます。

○天田勝正君 委員長、質問を中断し

ます。

したあとで農林省当局にも適切な事業計画が樹立されておらなかつたという

ます。

ます。

○安田敏雄君 衆議院のほうの審議

何によって生じたかという問題について、農林大臣が終始機械の稼働率が非常に低かったということを言つてお

ます。

ます。

ます。

○天田勝正君 委員長、質問を中断し

ます。

したあとで農林省当局にも適切な事業計画が樹立されておらなかつたという

ます。

ます。

○山監察審議官、それから池上監察官の二人が参つております。

○安田敏雄君 衆議院のほうの審議

何によって生じたかという問題について、農林大臣が終始機械の稼働率が非常に低かったということを言つてお

ます。

ます。

○天田勝正君 委員長、質問を中断し

ます。

したあとで農林省当局にも適切な事業計画が樹立されておらなかつたという

ます。

ます。

○安田敏雄君 衆議院のほうの審議

何によって生じたかという問題について、農林大臣が終始機械の稼働率が非常に低かったということを言つてお

ます。

ます。

ます。

読みいただきますと、非常にそういう感じがいたしますが、その前後を通じまして衆議院におきます審議に際しましては、赤字の原因についてはそういう上北、根釧といった特定の開発事業の事業が北岩手に事業を拡大したのみで終了に近づいた。それを引き継ぎます事業が基本富農知型地区というような形で機械方式を採用いたしましたけれども、上北、根釧と性格が違った事業になつてゐる。そういう点から機械の稼働率が非常に分散されていく。こういう点で特に大臣がそういう方面における機械の遊休が、稼働率が悪くなつた、そういう点を強調されたよう私承知しております。公團の赤字につきましては、機械方式による稼働率が低下した。それから集中的に上北、根釧を使っておりました方が、全国的に広がりました機械方式によります基本富農類型地区に使用するという意味で、拡散されていったために能率が悪くなつた、そういう面も非常に大きかったと存じております。なほおそのほかに、行管から御指摘のように、公團 자체の運用の問題もござりますし、またその他の御指摘のようないろんな事前調査あるいは現場調査の不十分、こういったようなものもあつたとそういうふうに私は承知しております。

械の稼働率が低かった、こういうのを今お認めになつた。しかしながら昭和三十五年のこの十二地区、行管の報告による十二地区的赤字を見ますと、もうこの表にありますように、事前調査不十分ということが十二地区的赤字の中で八地区に上っていますね。それを、その調査を十分にしたと思われるところは四件しかないわけです。そうしますと、こういう事前調査の不十分だということは、少なくとも技術的に欠陥があつたとか、あるいはまたそういう企全然その工事についてもほとんどかまわずに、省のほうの監督とかそういうものはかまわずにやつた、こういうことになりはしないかと、う思うわけですわね。特にこの十二地区がこれだけの七千五百万円からの赤字を出して、以上は、当然その中で一番多いのは事前調査不十分だということになつておりますから、ですから赤字の原因はそういうところに私は機械の稼働率よりもあるんではないか、こう考えられるのですが、これについてはどうです。

○安田敏雄君 そこで、機械の稼働率が低下して赤字があつたという一つの理由ですがね、たとえば昭和三十四年度と昭和三十五年度を対比してみますと、ときに、これはやはり行管の報告ですが、報告の十七ページは昭和三十五年が八千三百七十一万円の赤字、昭和三十五年が八千五百四十六万円の赤字、になっておるわけです。しかししながら、そのときの稼働率というものを見ますというと、昭和三十四年度において公團機械の稼働率はダンプからトレーラー、いろいろあるわけですが、そういうようなものでもって、三十四年度の稼働率は六一・九%、平均が、これは八ページにあります。三十四年度は四十三台で平均が六一・九%，ところが三十五年度は同じく四十三台で六一・三%になる、平均の稼働率が稼働率についてはほとんど同じなんですね、○・六%しか差が生じておらんですよ。にもかかわらず赤字は六倍にもなつておる。こういうことは單に稼働率が低かったからということは、私は數字的について理由にならないと思うわけです。これについて……。

ザー等が大体開拓機械として中心になつておるわけでござりますが、これ一例としてダンプがあげられておりますが、ダンプの点よりはむしろブルドーザーで比較されるものだと思いますが、先ほどから御指摘のようにたゞ稼働率のみということではございませんので、ただ稼働率が落ちたといたることも、大きな一つの原因でございますが、なお公團運営、現場のふなれ、あるいはコストの不適正、そういったようないろいろな原因がございまして、赤字が増大した、こういうことに相なつておるわけでござります。

○安田敏雄君 行政管理庁にお尋ねしますが、公團の累積した赤字といふものは、稼働率におもなる原因があるのか、それとも他のほうに大きな原因があるのか、そういう点を概略的に見てどういうようにお考えになつておりますか。

○説明員(片山一郎君) お答えいたしました。赤字の累積、増大をとらえまして、何パーセントが稼働率の不足によるかとか、あるいはそれ以外の運営上の不手際で何パーセントとかいうふうに正確にパーセントをもちまして比較をすることは困難でございますが、たゞ三十五年度の非常に赤字をたくさん出したました年度をとらえて申しますと、三十五年度の赤字について申しますと、事業量の不足によると思われるものが七・六%、これは公團側の責任でないと存じます。これはいろいろな燃料費の値上がりとか、そういうたよなうなファクターで生じたものでござります。それから次は、機械の歩掛り増

によりまして二六・六九、これは公団側の、機械の設計に際しまして、機械の歩掛りの見積もりが甘かったんじやないかということであろうと思います。それからその他人力施工上の欠損、これはいろいろ公団の事業が最近工事の性格が変わつて参りまして、床固めとか、水路工とか道路工とか、そういういた従来なされておりません仕事をやりました関係上、いろいろ設計の見積もりが甘かったとか、あるいは事前調査が不十分であるとか、いろいろそういう原因によりまして生じましたものが約三三%でございます。以上でござります。

○安田敏雄君 その主たる原因は、機

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のとおりでございまして、現業機関でございます。ただし現業をやります上にあります。おきまして、最小必要限度の試験等は実施しなくちゃならん場合もあるうかと存じます。

○安田敏雄君 そこで、機械の購入についてであります。これは行管の報告にありますように、買つたまま、全然、購入以来全く稼働していない機械があるわけですね。これは行管の報告にありますように、買つたまま、全

購入時の状況等につきましては、三十一年でござりますので、つまりかにいたしております。この総計の購入金額は出ておりませんが、一体こういう全然使用しない機械を現業機関である公団が購入して全然使わないということになります。この総計の購入金額は出ておりませんが、一体こういう全然使用しない機械を現業機関である公団が購入して全然使わないということになります。この総計の購入金額は出ておりませんが、一体こういう全然使

う方針をきめたいと思っております。購入時の状況等につきましては、三十一年でござりますので、つまりかにいたしております。この総計の購入金額は出ておりませんが、一体こういう全然使

のまま何ら対策しないで、機械を購入したまま全然使っていない。さらにはまだあるのです。稼働率の低い二〇%以下なんというものがたくさんあるわけです。農機具の稼働率二〇%以下

のもののが百八十二台もあるわけです。これでは、これはもう稼働率が低いの他からきたところの自然的現象じゃない。公団自体の責任の中から生じたところの稼働率の低さなんですよ。自

然的現象でないのです。ですから、極端に突き詰めてみれば、農林省の計画と、農林省の農地局と公団というものがほとんど別個の形で、全くそこに関連性がない。これは公団は独自でまとめて、与えられた予算の中で、ほとんど無計画に運営をしてきた、こういうことが指摘されるわけですよ。そのことは、現場における勤務状態を見てもよくわかる。日曜出勤をして働いておつて、平常の日にはほとんど仕事をしておらないということが指摘されておる

の使用状況等においても計画の変更等で、非常に稼働率が落ちたと、こういうことになろうかと存じております。ということでは、私は済まされないと思って、購入機械の活用につきましては、今後開拓方式を開拓パイロット方式、

普普通の係員がただ買うわけじゃないで

あります。これはもう稼働率が低いの使い得るということに相なりますれば、三十七年度以降の事業計画に織り込むようにいたしたいと思量いたしてあります。なお、これが輸入機械でございまして、日本の実情に合わないということになりますれば、処分せざるを得ないわけで、今調査中でござります。

○政府委員(庄野五一郎君) 機械の状況等を調査いたしまして、なおこれが使用し得るということに相なりますれば、三十七年度以降の事業計画に織り込むようにいたしたいと思量いたしてあります。なお、これが輸入機械でございまして、日本の実情に合わないと

いうことになりますれば、処分せざるを得ないわけで、今調査中でござります。

○安田敏雄君 この十一台のうち十台が輸入機械なんですね。そうしますと、世銀から五分の十二ヵ年間の借款をするときに、何かそういうような借款の見合いといふか、引き当てにこういふものを買わざるを得なかつたといふような推察もできるわけなんです

が、そういうことはないわけですか。○政府委員(庄野五一郎君) そういうふうには私は承知いたしておりません。○安田敏雄君 そこで、私はこう思うのですよ。今後たとい、政府や地方行政

の要請によって機械を買つた場合も、そうです。石川県の流水客土用貸付機械は、これも行管が指摘しておる。そういう中でもつて稼働率零なんといふものがある。ほとんど使つておら

ない。しかも、買った機械を一年しか使つておらない。これじゃ公団と地方

のほうが多少稼働しているものも、稼働状況についての帳簿が不十分で、稼働状況が明確にならない、こういうような御指摘で、非常に私たちいたしました。そして遺憾に思っております。なお下一台、この上のほうは空白になつておりまして、全く稼働してない、こういう御指摘で、非常に私たちいたしました。そのほうは多少稼働しているものも、稼働状況についての帳簿が不十分で、稼働状況が明確にならない、こういうような御指摘もございました。そういう点につきましては、十分今後帳簿等を改めまして稼働するようになつたした

○政府委員(庄野五一郎君) これは十分に御指摘の上六台並びにあります。この上のほうは空白になつておりまして、全く稼働してない、こういう御指摘で、非常に私たちいたしました。そして遺憾に思っております。なお下一台、この上のほうは空白になつておりまして、全く稼働してない、こういう御指摘で、非常に私たちいたしました。そのほうは多少稼働しているものも、稼働状況についての帳簿が不十分で、稼働状況が明確にならない、こういう

○政府委員(庄野五一郎君) そういうふうには私は承知いたしておりません。○安田敏雄君 そこで、私はこう思うのですよ。今後たとい、政府や地方行政のほうは多少稼働しているものも、稼働状況についての帳簿が不十分で、稼働状況が明確にならない、このような御指摘もございました。そういう点につきましては、十分今後帳簿等を改めまして稼働するようになつたした

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のとおりでございまして、現業機関でございませんが、赤字であつてはならないといふことは重大なことなんですよ。しかしも、今の役職員を初め、前にやめた方々のものならば、早く処分する、そういう

が六カ年間これらの累増する赤字をそ

ました農機具等につきまして、その後

の使

用状況等においても計画の変更等で、非常に稼働率が落ちたと、こういうことになろうかと存じております。ということでは、私は済まされないと思って、開墾からあとの牧草地の牧草の播種等までこれを一貫して施行する、あるいはこれを稼働しない不用

が痛まないから買って、そしてあと稼

働率が少ない、事業量が少なかつたとあります。ただし現業をやります上にあります。おきまして、最小必要限度の試験等は実施しなくちゃならん場合もあるうかと存じます。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のとおりでございまして、現業機関でございませんが、赤字であつてはならないといふことは重

いことです。これは上北、根釘等におきまして、開墾からあとの牧草地の牧草の播種等までこれを一貫して施行する、こういう計画のもとに購入いたし

みに買って、公の財産だから自分の腹

について石川県と公團といいろいろ協議いたしまして、県としてもこれの引き取りについて問題があつてこういうふうになつた次第でございます。その後、この機械の活用方ににつきまして歴代の局長も非常に頭を悩ましてきた次第でございます。この活用につきまして、私といたしましても責任を持って処理して参りたい、こういうふうに思つて、今使用先を物色中でございます。

○安田敏雄君 行政管理庁の意見。このあなたの方の作った報告書を見ますと、これは、公團の責任は、やむを得ない実情で出てきたわけじゃないんですよ。おそらく公團の理事者の監督や運営上、公團自体の運用上のほとんど不備から出てきておるわけです。それであるはこれを善意に報告しておるかもしれませんけれども、なぜ最終のきめつけを理事者側にもこういう赤字の大きな原因があるんだ、責任があるというようなことが言えなかつたんですか。おそらくそう思つているけれども書かなかつた、そういうことですか。

○説明員(片山一郎君) 私どもの勧告の趣旨は、公團の運営の改善をお願いしたわけでございます。でありますから、理事者の責任といったようなことは勧告しなかつた次であります。

○安田敏雄君 しかし、理事者を直接そういうような机上に乗せることは行政管理庁の行政のあり方上好ましくないけれども、問題はこれによりますと、明らかに理事者の責任ですよね。そうして運用上の問題を勧告しているわけです。そういうふうに受け取れますね。そういう点はどうですか。

○説明員(片山一郎君) この報告書全文は、今おっしゃいましたように、必

○安田敏雄君 農地局長 公團の赤字率の主要なる原因の一つとしては、機械化の稼働率が低かつた、こういうことを指摘している。しかしながら、機械の購入について非常に落度があるわけですね。稼働率、全然使わない機械を買はなんということは、これは民間だつたら、これは理事者であろうが、重役であろうが、辞表ものですよ。少しも減価償却していない。まあ民間なら民間の株式会社ならそれで済みますよ。これは、この買ったお金といふものは国民の血税なんですよ、もととね。それを買うに当たって、何ら事業量も検討しないで多額の金を出して、それを全然使わないということに至っては、これは当然公團の理事者の責任は私は免れないと思うんですよ。ですから、そういう点はその当時の何の差異も、任者も、きょうは何か愛知用水公團のことではられないで、農林大臣もやらないので、で局長に聞いても満足御答弁は申し上げかねるよう思いますけれども、そういう点について、局長はどういうふうがいいから政務次官にお聞きします。

○小笠原二三男君 あとで私も内容に立ち入って質問したいのですが、関連して今の政務次官の御答弁に関してだけちょっとお尋ねしたい。要するに、こういう公團経営をやってきても、これは不始末とみなさい、他にやむなき原因があつたものとして理事者の進退については省内で議論はなかつた、そして新たに理事を追加すれば、この部分は解消できる、こういうお考えだったのですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 公團の赤字の累積につきまして原因等、行管から指摘があつております。われわれ農林省といたしましても、御指摘を持つまでもなく、各年の赤字につきましてその原因等究明いたした次第でございまして、この点については業務運営の問題として考へるもの、あるいは国の事業計画の変更によりまして公團も事業計画を変更せざるを得ない。そのため、先ほど安田先生からも御説明があつたように、事業量が変更になつたものもある、こういった点。それから事前調査の不十分、そういうために契約時の見積もり諸係りが、実際に契約時にふえた、こういった点、いろいろあつたわけでございまして、そういう点につきましてわれわれも反省いたしますし、また公團の運営上、その担当の理事者につきまして、よくこういう点の今後の是正、あるいは慎重な取り扱い方を要望いたしました次第でござります。

○小笠原二三男君　この公団は全部世銀等外資を入れている借入金で運営する公団で、借り入れの保証なり担保は国が出しているのではないのですか。公団でやっているのですか。

○政府委員（庄野五一郎君）　当公団は、御指摘のように、三十六年度まで発足当時の世銀の借入金で発足いたしました。その後見返り資金、預金部の資金を導入した、こういうふうに相なつております。で、発足当時の世銀の借款につきましては、国の保証になつております。

○小笠原二三男君　國としては、その支払いは國が支払うもの、税金から支払うものと考えておつたのですか、公団の利潤をもつてペイしよると考えておつたのですか。

○政府委員（庄野五一郎君）　この借款の返済につきましては、事業計画によりまして、機械の運営によつて返済する、こういうことになつております。その支払いの債務につきまして國が保証人、こういうことに相なつておりますとして、保証債務が発生いたしましたときにはどうするか、これはまだ保証債務は発生いたしておりません。

○小笠原二三男君　そうしますと、会社法人でいえば、この公団の經營者は、まあ社長なり専務なり、そういう重役であり、株主は國であるという形に考えていいでしようか。そのたとえが悪かったら直しますが、私の言いたいことは、公団の理事者というものは、經營の中からこの支払いをする責任を付与されれて任命せられたものであらうと思います。そのことについて不可抗力的な欠損のあることは、今お話しのとおり、國の指導とか、あるいは

○政府委員(庄野五一郎君)　御指摘のように、当公團の理事者は、当公團の借入金につきましては、購入いたしました機械の運営あるいは委託事業の運営を通しまして収益を受け入れて、その中から返済していく、こういうことに相なっております。そういう関係において、先ほど先生の、国が株主じゃないか、こういうふうに御指摘になりましたが、國は保証人でござりますので、出資はまだいたしておりませんので、株主ということには相ならぬと思いますが、御指摘のように、公團の理事、役員はそういう借入金の返済をするように運営していく、こういうことに相なっておると思います。

○小笠原二三男君　今までの年度の経過では、國の補助金が出ていますが、これはどういう理由と根拠で出たものでしようか。

○政府委員(庄野五一郎君)　公團の一般管理費につきましては、公團発足の当時からこれは國で補助するといったような話もありました。そうしてその年度年度の必要量を計算いたしまして繰り入れる、こういうことに相なっております。

○小笠原二三男君　年度別収支の調べ

國の事業計画が悪い点から起る点もあり得ようが、公團内部における運営あるいは経理、そういう部面について不十分なものがあつて赤字が累積してきたということも否定できない。そうでしょう。それであつて、そうした責任を持つ理事長なり理事について、何ら監督当局としてこれに対する批判も判断もなく放置せられる、これは納得いかない。どうなんですか、この点は。

で見ますと、初年度は国庫補助といふものはゼロです。第二年度では五千円補助金が出ておりますが、そうしてその二年間の赤字がある程度埋まるような結論になつておる。そうして三十二年、三十三年になりますと、三十二年では完全に単年度の欠損額を国庫補助金で埋めておる。三十三年度もほとんど埋めておる。そして三十四年度には相当額の赤字が出ておるのでですが、これはゼロとして自まかないで解消する努力をこれは命じたものと思われる。三十五年にはまた一挙に赤字が出ておる。この経過を見ますと、國は赤字の出た分はしりぬくいしてやる、あるいは腰だめに補助金の形式をもつて出す、こういうことが公團經營についてある種の安堵感を与える。自まかないので独立經營ということについての企業に対する熟意なり、努力を怠らしめる原因になつておつたのではないけれど、この数字から見れば判断される。赤字は国が補助するという原則でも過去にあつたのですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 三十七年  
度予算におきまして、今まで累積いたる金を出しておりますが、それの十分埋め合わせのできなかつた不足額、こゝにいたものが一億五百万円程度に相なると思います。それにつきまして、三十七年度において一舉にこれを補てんいたしまして、新たに現金出資といしまして一億五千万円いたしておりますと、その運用ということで一般管理費等は今後まかなつていただきたい、こういうふうに考えておるわけでございまして、今後の問題といたしましては、一般管理費の補助ということは期待いたしていない次第でございます。

○小笠原二三男君 そうしますと、この法改正にある、今後予算の範囲内で出資することができるという向きは、そのつど赤字がまた出てきた場合には、それに見合った分を出資の形をもつて出すんだという例になるわけですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 出資金の分につきましては、赤字補てんという考え方じゃなしに今後の、先ほどから御説明いたしておりますように、農地の造成改良なり、あるいは草地の造成改良、そういうものが所得倍率計画の一環として進展いたしまして、また新しく三十七年から発足いたします構造改善対策事業といったようなものが大まく取り上げられていく段階におきまして、機械力施行ということが今後の

そういうふた農地の造成改良の中心になります。そこで、お尋ねしますが……。

○委員長(梶原茂嘉君) 小笠原君、で  
きるだけ簡単に……。

○小笠原二三男君 時間もらいました  
から。行政管理厅に伺いますが、ただ  
いまの説明によりますと、過去の累積  
分を一億五千万円出資して解消する  
のだ……。

○政府委員(庄野五一郎君) 違います。

○小笠原二三男君 今そう言いましたよ。

○政府委員(庄野五一郎君) 過去の赤  
字が一億五百万円が別に……。

○小笠原二三男君 だから一億五千万  
円でちょうど見合うのだ……。

○政府委員(庄野五一郎君) 先ほど御  
説明いたしましたように、公團の赤字  
については一億五百万円というのは予  
算上別に措置されているわけですが、補  
てん金が……、それからここで法律改  
正願っております分は公團の出資金で  
ございまして、これが一億五千万円、  
こういうことに相なる。

○小笠原二三男君 ではもう一度お尋  
ねいたします。一億五千万円は過去の  
赤字を補てんする金ではない、そのと  
おりでございますか。

○政府委員(庄野五一郎君) 出資金の  
一億五千万円はそのとおりでござい

○小笠原「三男君 私はその借入金の補てんという出資の形式に、実は対義式があつたので笑つ込もうと思つたのですが、そうではないというのですから、じやそれはそれでいいとしまして、そうすると、では一億五百萬の赤字は何らかの形で負債になつておるわけですから、それをどうにか解消する、それから表に出ておりますように、計画的に元本利子を支払つていく、世銀その他に……。このことについてやつていてあるだけの国なり県なりが事業量を与え、高能率でフルに機械を稼働させてやつしていく見込みが立つておるのであります。か、その計画が……。そうでなくて、今後も赤字が出るであろう見込みがあるのですか。この際断ち切るということなんですか。

十七年度事業計画をもつて償還可能な計画ということに相なります。で、長期の計画については、先ほども御説明いたしましたが、所得倍増計画の中におきます開墾なりあるいは圃場整備を機械施行する、そういった面との見合いで、また農地局なり畜産局の草地造成あるいは農地局の土地改良開墾、こういった事業も長期的にこれは拡充していく段階でございます。それに見合って公団の事業計画等も逐次具体化していきたい、こういうふうに考えております。

○小笠原二三男君 ではもう一点だけ聞いてあとに回しますが、ここに出ております、三十七年四月二十日現在という、三十六年度までの償還金及び三十七年度以降償還計画表というのがあります、これは三十七年四月二十日現在で策定されたものですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 作成月日は三十七年四月二十日と、これは当委員会で資料要求が四月二十日にありましたので四月二十日の日付になつておりますが、策定いたしましたのは三十六年度末現在に策定いたしております。

○小笠原二三男君 多分世銀その他から借り入れする借り入れた当初にあたって、何年計画でどういうふうに償還すると、こういう計画があつて借り入れたのだろうと思うのですが、その表はございますか。当初の償還計画とこの三十六年末集計の償還計画とは同じものですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 世銀の借款は三年据置十二年の元利均等半年賦償還、こういうことになつておりますので、当初の計画どおりの償還計画に

○小笠原二三男君 そうすると、今後においてもそうした赤字の解消ということは、出資金でなく国庫補助金とい

古事記文第2章といふ。たゞ、この段階で、さく取り上げられていく段階におきまして、機械力施行ということが今後の

○政府委員(庄野五一郎君) 出資金の一億五千万円はそのとおりでござい

○政府委員(庄野五一郎君) 三十七年  
度分については、三十七年度予算と三

ので、当初の言世  
相なつております

○小笠原三三男君 世銀はそれ、それから余剰農産物は資金運用部……。  
○政府委員(庄野五一郎君) 先ほど御答弁申し上げましたが、見返り資金は三年置換の十二年償還と、こういふこ

○小笠原三三男君 それで、それは三十六年までには支払つておると、計画どおり支払つておる、そうして赤字は赤字で負債として出てきておる、こういうことですね。

○政府委員(庄野五一郎君) そのとおりでござります。

○小笠原三三男君 それでもたもとへ戻るのですが、今度は出資だけはするが、負債整理の補助金は出さない。それで、この世銀なり、見返り資金なり、運用部資金のそれは計画どおり払わせる。こういう中で赤字が出ないと、いう保証がありますか。

○政府委員(庄野五一郎君) 三十六年度までに出ました赤字欠損金は、先ほどの申しますように、三十七年度において一億五百万円をもって補てんいたしました。それから今後の運営につきましては、政府出資の一億五千万円、それから政府が持つております汎用性の開発機械等の現物出資、こういうものとあります。それから公團保有の機械、こういうものをもちまして機械の貸付、あるいは受託事業の施行と、そういう点を強力に推進いたしまして予定のとおりの完成をいたしていきたい、こういうふうに考えております。赤字については出来ないよう事業運営をやつていきました

○政府委員(庄野五一郎君) 御質問の  
ように、上北、根釧という特定事業の  
開発をもつて公團の發足をいたした次  
第でございますが、上北、根釧といつ  
たものが順調に事業が進みまして、あ  
る程度の開拓をやるというう  
のは先生のおひざ元の北岩手、こうい  
うことにしておりますが、し  
かし、まあああいう特定事業としてやる  
ということは、北岩手をもつて一応打  
ち切って、機械開墾方式をもつてその  
後の開発を進めるということで基本  
的開墾類型という地区を採択して、それ  
を機械方式で開墾していくと、今まで  
畜力開墾方式だったのを上北、根釧の  
経験を入れまして機械方式に改める、  
こういうことにいたした次第でござい  
ますが、御指摘のように、これが地区  
が分散している等で非常に事業量の確  
保に公團も苦労された、こういうこと  
になつております。今後の問題とい  
しまして、そういう赤字が事業量不足  
とあるいは分散ということで、われ  
われといたしましても公團の事業量の  
確保といふことにつきましては、農地  
事務局を通じ、あるいは直接県とい  
たところとも再々折衝して公團の機械  
の活用、稼働ということについては十分  
分指導して参つておる次第でございま  
すが、まだそういう点において欠ける  
ところもあったという点で、今後もそ  
ういう点は力を入れるということと、  
先ほどから御指摘ありましたように、  
公團の事前調査の不十分等で見積もり  
の手抜かりといったような点があると  
いうようなことについては、今後運営  
等を十分強化いたしまして、そういう  
ことのないようにいたしたい、そ

○小笠原二三男君 私は今まで公團運営について、農林省はどういう指導をしてきたかということを聞いたのですが。今後の心がまえを聞いたわけではないので、あとで立ったときもう一度答弁願います。

それで、さつきも同僚委員から御指摘があり、行政管理庁からも御報告がありましたが、事前調査不十分、あるいは工事施行の監督不十分、あるいは、この出血受注という中にも国営の分が入っておると思うんですが、入つておるんですか、これらは公團の責任ですか、國の責任ですか。

○政府委員(庄野五一郎君) この中身については十分検討を要するかと存りますが、その事前調査の不十分等につきましては、やはり公團におきます。先ほどから答弁いたしておりますように、技術陣営等に不備な点もありますが、また三十五年度におきましては災害等のためにやはり時間的に早くこれを着工しなければならぬというような面も災害復旧の事業等にはございまますので、そういう面からも調査が不十分でございわけでございます。三十五年度決算におきましては、三十六年度においては再々こういう点について公團に努力をお願いして進めていきたい、ういうふうに考えております。

〔理事 櫻井志郎君退席、委員長 着鹿〕

○小笠原三三男君 私はこの公團の責任を追及されることは、むろんであります。が、事業計画を立て、予算見積もりを作り、そうして発注する、これでいいというところでやる、そのことがやり得ないという等々の形が出ることは、これは発注したほうの側に相当の責任があると思う。請け負う側のほうは嘆願にまあ泣かされる立場にある、あるいは、予算がもうこれつきりだからこれがまんしてやってくれと押しつけられる場合もあるでしょう。それらの占を私申し上げておるんです。そういうことはなくして、十分やり得たものが八割側の不手ぎわで赤字になつたといふのが、県なり國なりのやらせ方がいつたために自然赤字が出た、こういう部分もあるのか、こういう点をほつきりしてもらいたいと思う。

ころでございます。これは酷なことを申し上げるようですが、一般会社なら、そういうことによって会社側に欠損を与えたとなれば、現場担当の責任者なり、担当重役なり、それも適当な処分をされるんです。今までの間に、公団側で内部的にそういう規制を加えたというような事実がありますか。

○小笠原二三男君 これは非常に大きな赤字が出たわけでございまして、それについて監理官室を中心いたしまして私たちも非常にこの公団の運営ということに努力いたしましたが、三十六年度は多少その改善の度が非常に欠損金を出してあります。今までの面について責任理事が一度が非常に欠損金を出してあります。人辞任いたしております。

○政府委員(庄野五一郎君) 三十五年聞いておった点だけで話をしづつ聞いてみますと、何としてもこの一億五百万円という赤字は国損であり、これは国民の税金なんです、この部分は。今後またそれが起これば、それは国民の税金で結局はまかなう形が出てくるわけです。それがほんとうに、そういう国損を生じないということのために、農村当局も、公団側も、銳意企業経営に努力をしたのかどうかということなんですね。農林省のほうに、これの監督官ですか、監理官おられるんでしよう。そういう方々は何をしておるのだといふことをお尋ねしたい。

○政府委員(庄野五一郎君) 公団には、公団監理官と申しまして、農地局に監理官室を設けて、公団の業務運営一般につきまして監督指導をいたしております。過去に出ました赤字の問題につきまして、そのつどいろいろ指摘もし、また指導もいたして参った次第でございますが、三十六年度までに一億五百万円と、こういうふうに累増いたしましたことについては、まことに遺憾に存じております。ただし、三十五年

度に非常に大きな赤字が出たわけでございまして、それについて監理官室を申しますと、それによく計らえ式の機運を助長いたしまして、過去の一切の赤字を補てんいたしまして、新しく出資金を出して再発足する、

こういうふうにいたした次第でございますが、今後の運営につきましては、もう一度お尋ねいたしますが、今後の運営につきましては、十分注意いたしまして、そういうふうに方御指摘のように十分注意いたしまして、その指導と監督を加えていきたい、このようにふうに考えております。

○小笠原二三男君 私は、この公団の必要なことは、現場を見ても、その後の状況を見ても、非常に必要だと、大賛成なんです。けれども、だらしがないというふうに考えております。

○小笠原二三男君 私は承知いたしております。私は承知いたおります。

○政府委員(庄野五一郎君) 過去のことでござりますが、理事長以下理事とでござりますが、理事長以下理事は、特に担当理事は現場に回って、そして事業の遂行に非常に努力をいたしました。私は承知いたしております。

○小笠原二三男君 まああとは、言えばまたそんなことになるから、やめます。

○安田敏雄君 もう一、二点お聞きさせたいのですがね、公団発足以來機械の購入は総額としてどれくらいの金額になつておるのでですか。

○政府委員(庄野五一郎君) お手元に渡しました二月の資料でござりますね。これの三ページ目にございまいるのは、ほんとうに交通不便な農山村にある、大体そういう所なんです。どだい、この公団の仕事の現場と、理事長なり、理事なり、部課長級のそれぞの者が、その現場へゲートル、引きはん巻きで、寝泊まりでもして一體となつて指導をする、監督をする、やり抜く、そういう気魄があつたので、過去に、ただ単に、何かの本職ですか、過去に。ただ単に、何かの本職をやめれば今度は公団の裁だとか、私は名前も何も知らないのです。ですが、そこですべて飯を食つておれ、こんな式の運営がそもそも間違いますね。廃分したものは、表でいいたいと篠津だけですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 篠津関係の分がござります。大体三十五年

中にだけおつて、書類にためくら判を押しておる、あとよきに計らえ式の、今の近代的の会社経営の中にはないようなことをやっておったのではな

いですか。今までの理事や理事長がどうだけ現場に行つて指揮をし、寝泊まりをしてやつておったのか、そういう

点をお聞きしたい、どういう状況だつたのですか。

○安田敏雄君 そうしますと、売却したばかりですが、ほんはだしいのは二ヵ年未満輪入機械でございまして、北海道開発局のほうに売却いたしております。

○政府委員(庄野五一郎君) ほかにはございません。

○政府委員(庄野五一郎君) 過去のことでござりますが、理事長以下理事は、特に担当理事は現場に回って、そして事業の遂行に非常に努力をいたしました。私は承知いたしております。

○安田敏雄君 この篠津地区の売却は先方の要請によつてこれは売却したわけですか。機械を購入いたしましたときに、この当初の約束によりまして、ここで使わぬといふことになりましたときに、これは、北海道開発局において引き取つます。

○安田敏雄君 もう一、二点お聞きさせたいのですがね、公団発足以來機械の購入は総額としてどれくらいの金額になつておるのでですか。

○政府委員(庄野五一郎君) お手元に渡しました二月の資料でござりますね。これの三ページ目にございます。一番最後の三ページ目でございま

早いものは三十三年、三十五年というふうに処理いたしております。これは

に承知いたしております。

○安田敏雄君 そこで、この篠津へ売却したやつの表を見ますと、非常にま

だ使えるものを、耐用年数が相当あるものを、ほんはだしいのは二ヵ年未満で払い下しているわけですよ。これは

実際篠津の開発へ、篠津地区でもって必要だということはわかっている。しかし、公団がその機械を買って、平均して八割ぐらいの値段で売つているわ

けですよ。償却した分を含めて八割ぐらい、こういうものを見まして、やはり公団の、たとえば一番時間があるものを、かりに四千時間あるものを、四百二十時間使用したのだと、残りを二ヵ年ぐらいで売却してしまう、こういうところにやつぱり赤字の原因も出でるんじゃないですか。

○安田敏雄君 篠津に売却した機械の機械に関しては、赤字の原因というものは全然ございません。向こうが使つております間は、使用料をきちんと払つてくれますし、それから売り渡す際には、世銀から借りました元本からすでに支払いました貨物料をきちんと引きまして、その残額で国が買いつつあります。

○説明員(富谷彰介君) この篠津の機械に関しては、赤字の原因というものは全然ございません。向こうが使つております間は、使用料をきちんと払つてくれますし、それから売り渡す際には、世銀から借りました元本からすでに支払いました貨物料をきちんと引きまして、その残額で国が買いつつあります。

○政府委員(庄野五一郎君) 当初計画において篠津のみで使用するということに従つておりまして、篠津で使用しないときは、北海道開発に引き取る、

○政府委員(庄野五一郎君) と公団発足以來、約四十億をこえていわゆるわけですね。機械を買ったものと施設費の合計の予算額が四十億以上になつてゐるのじなかと思ふのですよ、予算の累計額が、そんなになつてゐないですか。

○安田敏雄君 大体機械施設費がずっと天田先生の御質問にお答えしましたように、当初の設計が非常に不なれであつたものでござりますから、國が使えないような機械を買つような計画を作つてしまつたというところに原因が

あるわけでございまして、その点はな  
はだ申しわけないと思っております。  
○安田誠雄君 もう時間がちょうど  
ど……。

○委員長(梶原茂嘉君) ちょっとと速記  
をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(梶原茂嘉君) 速記を始め  
て。

それでは、暫時休憩いたしまして、  
午後は二時から再開いたします。

午後零時五十三分休憩

午後二時二十二分開会

○委員長(梶原茂嘉君) 委員会を再開  
いたします。

午前につき、農地開発機械公団法の  
一部を改正する法律案を議題とし、質  
疑を続行いたします。

○天田勝正君 私は、先ほど議院運営  
委員会の関係で、中座をいたし、その  
間、他の委員からの質疑があつたと存  
じます。そこで、私の他の委員会出席  
中に、これから私が質問する部門につ  
いてすでにお答えになつておれば、そ  
の旨をお答え願えるならば先に進みま  
すから、あらかじめ御了承願いたいと  
思います。

まずお伺いいたしますが、先ほど私  
が示しました赤字の累計は、ただいま  
監理官のほうからの連絡によります  
と、私はこの損益計算書による未整理  
勘定繰り入れという部分は、これはや  
はり名前のとおり未整理であって、必  
ずしも損失ではない、こういう字句ど  
おりの解釈をしたわけありますけれど  
ども、これらもやはり一応未整理とい  
う形で損失だそうであります。したが  
いまして、今日までの損失の累計は一

億七千二百三十五万三千円、かような  
数字にならうかと思うわけでございま  
す。この赤字になつて参った理由をい  
ろいろ質疑いたしましたが、私は、こ  
の際、まず聞いておきたいのは、そ  
の一つでありますピヤンス・ドレッ  
ジャー・クロラー・ダンプ・トラック  
ク、こういうもの――要するに、不用  
なものを買ったという責任だけは一応  
明らかになりました。分明にありますか。  
次には、汎用機械は、これは不用の  
ものでなくして、どこにも使えるもの  
であります。これらの貨貸料はどう  
なつておりますか。貸し付けて、それ  
に対する料金を公団のほうが収入とし  
て、事業収入として受け取る分になります  
ますか。その貨貸料は幾らにおきめに  
なつておりますか。

○政府委員(庄野五一郎君) 公司機械  
の賃貸料は、配付資料にもございます  
ように、時間当たりの料金を出ししまし  
て、それによって貸し付ける。こうい  
うことになりますが、時間当たりの料  
金の中には償却費、その他修理費ある  
いは損耗、延滞料、そういうたものを  
含めております。そうして、それは耐  
用年数で何時間稼働――標準稼働とい  
うものを出しまして、それによって貸  
し付ける。こういうことになつております。  
○天田勝正君 そういう御答弁ではな  
くて、貸付料というのは耐用年数だと  
か、あるいは償却だとか、そういうも  
のを含まして、時間当たりなら幾ら  
で貸す、一日当たりなら幾らで貸す、  
こういうものがなければならない。そ  
れが不當に安い、稼働日数が著しく  
少ないか、そのいずれかであつても、  
そこに赤字が出てくることは明瞭です

ります。でありますから、私はさき  
のこの用もないものを買ったという機  
械は別として、汎用の機械については  
一日当たりでもよろしい、一月当たり  
でもよろしいが、一台につき幾らで貸  
しているかと、こう聞いているので  
す。いかがでしよう。

○政府委員(庄野五一郎君) 一時間当  
たりの料金で、たとえば輸入ブルドー  
ザーは、これはDの8で六千三百三十  
円、Dの8(15A)は五千四十円、D7  
は三千六百二十円、こういうことにつき  
ておりまして、これは一時間当たり  
の料金であります。

○天田勝正君 それは一般的土木機械  
で特殊なものよりも高い値段であります。  
それは特殊の機械だから高くと  
るはずであります。たとえば一般的土  
木機械でありますれば、レッカーやご  
ときは一日三万円でございます。であ  
りますから、それと比べて時間當  
り六千円ないし三千六百円というこ  
とでありますから、この特殊機械とし  
ては、私はまあまあという料金を  
思ひます。それはいいとして、それ  
じゃどうして、まあまあという料金を  
とりながら赤字が出たかと言いますな  
らば、私は稼働時間がきわめて少ない  
のではないかと思う。たとえば私の知  
る限りでは、パワー・ショベルやド  
ラッグ・ショベルは、耐用時間数にし  
ますけれども、今の局長の答弁の八百  
時間、これは私は、八百時間というの  
は少な過ぎると思う。八時間にしても  
百回しか働かないといふのですから、  
とてもこんなことでやつたら普通の会  
社はもたなくなる。そこで、それはそ  
れとしても、八百時間としても、今日  
までの最高が、三十四年の六百六十八  
時間しか使つていません。ですから、稼  
働日数は常軌を逸したほど少ない。そ  
んな使い方をしていて赤字が出なけれ  
ば不思議だと、私はそう思うのです  
が、いかがですか。

○説明員(片山一郎君) お答えいたし  
ます。私のほうで調査をいたしました  
が、三百六十五日、日曜祭日を除き  
ますが、三百六十五日、日曜祭日を除き  
一日八時間あるいは十時間、そういう  
フルの運転は、いく短期間は別として、  
大きな工事においてそういう使い方は  
できっこないことは私も承知しております  
けれども、今の局長の答弁の八百  
時間、これは私は、八百時間というの  
は少な過ぎると思う。八時間にしても  
百回しか働かないといふのですから、  
とてもこんなことでやつたら普通の会  
社はもたなくなる。そこで、それはそ  
れとしても、八百時間としても、今日  
までの最高が、三十四年の六百六十八  
時間しか使つていません。ですから、稼  
働日数は常軌を逸したほど少ない。そ  
んな使い方をしていて赤字が出なけれ  
ば不思議だと、私はそう思うのです  
が、いかがですか。

○説明員(片山一郎君) お答えいたし  
ます。機械ごとにきめられた標準  
稼働時間がございますので、それに対  
しまして稼働時間が少ない、こうい  
う意味でござります。

○天田勝正君 機械ごとにきめられた  
という、その内容はどういうことです

か。何の機械に幾時間ですか。

○説明員(片山一郎君) お答えいたしました。公団がきめました標準稼働時間が実際の稼働時間を調べまして、それと対しまして実際の稼働時間がござります。それに対し、二者を対比いたしまして稼働時間が少ないと、かように出たのでござります。

○天田勝正君 一般的に伺いますが、行政管理庁は、他の役所のきめた基準が実際と合わなかつたりすれば、それが指摘すべきだと思うだけれども、それぞれの役所なり、それぞれの公社、公団なりできめたものをものさしにして、それで、あとこれで十分であるとか不足であるとか、こういうふうにきめるのですか。それならば稼働時間を百パーセントの成績を上げたと

いうのには——早い話が、一つの機械で十時間ぐらいにきめてあれば、その役所、公団あるいは公社というものがきめた基準からすれば何百パーセントもよけい仕事をして、まことに成績がいいと、こういう結果になりますけれども、その点はどうなるのですか。

○説明員(片山一郎君) お答えします。公団の定めました標準稼働時間と申しますのは、それだけ働けば公団といたしましては赤字を出さぬで済むといふものでございまして、その標準時間の稼働がやはり公団の経営上の一つの基準になつておると存じます。そういう意味で標準稼働時間に対しまして、実稼働時間が幾らかということを見たわけあります。

○天田勝正君 これは一つの例で、今質疑を行なっているのですけれども、そんなことで行政管理庁がお仕事をやるならば、何も行政管理庁の必要はない

くなってしまう。すべての役所を通じて、すべての公団、公社、政府機関を

通じて、一つのものさしは行政管理庁とありますか、内閣で認めなければなりません。あなた御答弁になつたようなことでは、たとえばある役所で、これは人間のほうは別でありますけれども、ある一人の人が二、三時間働けば赤字にならないのだ、ある公社なりそなうところで二、三時間働けば赤字にはならぬのだ、そうすればあなたのほうはそのものさしでいいとか悪いとかうのだがな。

○説明員(片山一郎君) ただいまの機械の標準稼働時間といふものを、公団のきめた標準稼働時間でなしに、一般的な民間とかその他のものを調査しまして、それによって標準稼働時間を出して、それと比べべきじゃないかと度の私どもの調査は、公団という特殊な御趣旨のように伺いましたが、今まで、一般的民間の企業とは違います。民間など、そういう一般的のほかの民間等の機械の標準時間といふものを調査しました。でも、その点は少ないのでござります。でも、公団できめられた次第でござります。ありますから、場合によいましては、一般的な標準といつたよ

うことはないですよ。

○説明員(片山一郎君) お答えいたしました。でありますから、一般的な標準といつたよ

うことはないですよ。

○説明員(片山一郎君) お答えいたしました。特殊な性格の中でもござります。特殊な性格の中でもござります。一般的の私企業におきましては、できるだけ早く機械なんかは償却するという方法をとらなかつたのであります。ところが、公団におきましては、一般的の私企業に比べまして、そういうふうに早く機械を償却するというふうなことでは

もさしがある、まあ早い話が、標準のメートル原器というものが厳しくあります。

すけれども、らちがあきませんから、赤字にならないのだ、それは監督するもしないも、ものさしが向こうで、たとえばある役所で、これでは、たとえばある役所で、これでは人間のほうは別でありますけれども、ある一人の人が二、三時間働けば赤字にならぬのだ、そうすればあなたのほうはそのものさしでいいとか悪いとかうのだがな。

○説明員(片山一郎君) ただいまの機械の標準稼働時間といふものを、公団という特殊のものだとおっしゃったけれども、特殊だからどうだというのです。特殊なことはありませんよ。一般標準と比べて、役所あるいは役所に關連のある機械であるからとて、人間であろうと機械であろうと、働く時間があまりに少ないといえども、それは公団といふことになるのだし、それは特殊の機関だからこうだとう、その特殊の機関というものははどういうことなんですか。説明は私はおそらく不可能だろう

と思います。でありますから、場合によいましては、一般的な標準といつたよ

うことはないですよ。

○説明員(片山一郎君) お答えいたしました。特殊な性格の中でもござります。特殊な性格の中でもござります。一般的の私企業におきましては、できるだけ早く機械なんかは償却するという方法をとつております。ところが、公団におきましては、一般的の私企業に比べまして、そういうふうに早く機械を償却するというふうなことでは

ないといふような点でござります。

○天田勝正君 なるほど、それだから私どもの質問の大前提とあなたの答えがある大前提と食い違うのは無理もない。

私は金をまかなうのはだれかということがあります。最終的にそれをあるところのます目やあるいははかりやあるのは長さや、そういうものが違うとか違わないとかが初めて言えるのだがな。

○説明員(片山一郎君) ただいまの機械の標準稼働時間といふものを、公団のきめた標準稼働時間でなしに、一般的な民間とかその他のものを調査しまして、それによって標準稼働時間を出して、それと比べべきじゃないかと度の私どもの調査は、公団という特殊な御趣旨のように伺いましたが、今まで、一般的民間の企業とは違います。民間など、そういう一般的のほかの民間等の機械の標準時間といふものを調査しました。でも、その点は少ないのでござります。でも、公団できめられた次第でござります。ありますから、一般的な標準といつたよ

うことはないですよ。

○説明員(片山一郎君) それならば公団が認め、あなたのほうでもそのものさしは正しいと、一応のめどとしてはかつた結果は、そのものさしにも足らなかつた。こういうことをあなたの方のほうは指摘している。それは怠けているか、怠って、そして新しい機械を買わなら買えます。そういう考え方で行政管理庁がおるとするならば、これはたいへんな

ことあります。とんでもない話です。むしろ計画としては一般企業よりも能率を上げるように、民間あるいは民間企業者の模範になるように計画を立てて、努力をしたけれどもこれはそうはいかなかつたという話ならまたうなずける。どうもあなたと意見が違うから、質問よりも何だか意見の部分が

ます。この点について、衆議院の質疑の過程におきまして、不当と管理庁も認めて、こうすることを委員から指摘されたところが、あとになつてお認めになりますね。

○説明員(片山一郎君) そのとおりでござります。

○天田勝正君 サラに念押しをいたしました。この点について、衆議院の質疑の過程におきまして、不当と管理庁も認めて、こうすることを委員から指摘されたところが、あとになつてお認めになりますね。

○説明員(片山一郎君) そのとおりでござります。

○天田勝正君 サラに念押しをいたしました。この点について、衆議院の質疑の過程におきまして、不当と管理庁も認めて、こうすることを委員から指摘されたところが、あとになつてお認めになりますね。

ざいますか。

○説明員(片山一郎君) 行政管理庁は、全部そういう考え方でやつていてるといふことはございません。今回の調査においては、今申しましたように、民間との比較はやらなかつたということ





日の段階では質問しても、あなたのほうでは明確な答弁を与えられないわけですよ。たとえば、一例を申し上げますと、公團に過去にいろいろの問題があつたわけです。そういうような中で予算書を作ってきた。この支出を見ますと、交際費あたりが、五十万円のものが今度二百五百万円になっているわけです。これが妥当であるかどうかということは、まだあなたのところで結論がついてないわけですね。そういうことなんですね。ですから、この予算がいいか悪いかということは、あなた自体としてまだはつきり答弁できないわけでしょう。

○政府委員(庄野五一郎君) この予算書を私のところで最終的に審査いたしまして、これを大蔵省に協議する、こういうもう一段階必要でございます。御指摘のような交際費等につきましても、前年から比べて非常にふえておるという点、問題にいたして、そういう点の事情を公團から聞いて、こういう段階でございまして、まだ結論的に、ここで断定的に申し上げる段階には至っておりません。こういうことでございます。

○天田勝正君 私も他の委員の質疑を妨害しては済みませんから、先になるべく進みたいだけれども、まあやむを得ないと思います。この二十一条を見ますと、「公團は、毎事業年度、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするととも、同様とする。」ですから、当該事業年度の開始前、それはどこをものさしにするかといえば、二十条に、「公團の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終る。」

と、こう書いてあるのですから、その開始前というの明らかに三月三十一日まででなければならない。これは事理明白なんです。それは私は、官房議も終え、そして三月三十一日までには許可しなければならぬ。いいですか。その間に、今年ここに審議して、るよう公團にかかるところの法律が出されたり、改正法律が出されたり、あるいは予算が出されて、この予算で執行しようと思っておったけれども、その予算が通過をしなかつた、あるいは、これに変更があつた、そういう場合は、この二十二条の後段を適用して、「これを変更しようとするときも、同様とする。」ということを規定して、あらためて出し直せばよろしい、このとおり、救済規定がちゃんとあるのですよ。法律を守つても、あとそれを変更するときは、できないではない、できるのです。こういう救済規定があるにもかかわらず、なぜ、それをやらなかつたかと、いうことが、私たちは問題だらうと思う。法律を守らなくなつてしまつた。どうしてこれを守らなければいけないのですか。やればできる。今年の議院で追及されましたけれども、最後には、何かごちゃごちや、あいまいになってしまった。どうしてこれを守らなければいけないのですか。やればできる。今年の議院で追及されましたけれども、最後ますから、その公團の予算執行にかかる部分については、あと申請をして直

せばよろしい。し直したら、それを受けて、また、あなた方が大蔵省と協議して認可をすればよろしい。どうして執行が一時、四半期ぐらいは不可能に陥るという事態で、監理官を派遣しながら放置したか、この際、明らかに私は承っておきたい。どうですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のとおりにいたしたい、こう思つて、三十七年度については、監理官のほうにそういう指示をいたした次第であります、まだ、そこまで至っていないということは遺憾でございます。

○天田勝正君 三十六年度分は別に残しておきましたけれども、三十六年度に至つては、まるでその当該年度が終えてしまう時分になつて、しかも、今度の改正法案を衆議院に二月初めで提出され、それから三月ころになつて許可されたのじゃないですか。いつですか、三十六年度の許可は。

○政府委員(庄野五一郎君) 大蔵省からの協議がととのいましたのが、三十七年二月二十日でございます。それに基づきまして農林大臣の認可をいたしましたのが、三十七年の二月二十八日でございます。

○天田勝正君 二月二十八日——二十九日というのは、二月は二十八日限りありませんから、二月末ですね。あと一ヶ月しかないところでその事業を行なう、それでなくてさえも、私が事務的な質問をした際に、こういう質問をしたことを御記憶であろう。それは、各党及び政府に向かって、積雪寒冷地等では予算の審議決定等をば毎年に直してくれという陳情がたくさんあると

いうことを申し上げた。であるから、この開発公園等で今後仕事をしていくには、大部分が積雪寒冷地等までみなされるのである、その仕事上、予算が何か融通性のあるものにする必要があるりやせぬかという質疑をしたのは、局長も御記憶ありますよう。そのくらいい、われわれは心配をしておるわけなんです。ところが、あんた、何と驚くなれ、二月の二十八日になって三十六年度の予算の認可をする、そういうことになると、この間は、本来からますると、何もできないわけでしょう、公園は、予算がないのだから。できませんね。これはお認めになりますね、局长、どうですか。

○安田敏雄君 ちょっと関連。これは予算の暫定の問題であるとか、予算の認可のことが今質問されているわけですが、これは退職金をとってもおかしいですよ。昨年度の予算を見ますといふと、退職金を二千十三万九千円も当初から予定しているのですよ。三十六年度の収入支出予算を見ればそう出でる、計算してある。それで去年の、三十六年のうちにやめたのは、一千二十九万六千円の退職金をとった成田さんが、理事長が十月十日にやめている。それから監事の田口さんが四百二十九万円の退職金をとつて三十六年十一月二十日にやめている。年度の当初においてすでにこういう人たちの退職することが予定せられている。こういう予算の作り方はないですよ。ずいぶんおかしい。当然、年度の途中でやめたから、それは退職準備積立金というようなものがあるって、その中から支払うべきとか、もし予算がないときにはこれは翌年度の中で、これは新しい三十七年度で予算を新しく請求して支払うべきものだ、規定があるても。これはどういうわけですかね。ですから、その予算の仕組み方と執行と認可はもう一度やらめなんです。そういう面では、こんなのはこれは農林省の責任でもない、公団の責任なんですよ。

十七万というものの大半をもうそいうの大物でどつとくずしている。まるでほんとうに予定するため逐年そんな膨大な引当金というものを組んで、一方八百万なり七百万なりといちものを損失金というような形で出しておられたというか、そういう形も考え方もある。何もそれとは関係ないけれども、ちょっと私は役職員の手当引当金、従業員の手当引当金、その増高するやリ方が不均衡だと思う。これもあわせて所見があつたら承っておきたい。

○説明員(富谷彰介君) 参事官でござりますが、先ほど安田先生から御指摘のございました、従来の収入支出の予算では退職手当の項目が二百万とか三百万とかというオーダーであるにもかかわらず、三十六年度に限りまして一挙にそのオーダーが一けた上がりついでございませんしたことともからみ合つておりますて、三十六年度の当初ではやはり公團としましては平常年度どおり申し上げました、三十六年度予算の認可がおくれましたこととともにからみ合つた。これは実は先ほど局長から御答弁がございましたことともからみ合つておりまして、三十六年度の当初ではやはり公團としましては平常年度どおり手当の支給の実例が生じましたものですから、そっちに平仄を合わせて支給したような次第であります。

それから次に、小笠原先生からお話をありました点でござりますがこれは就廻りに説法になるかと存じますけれども、役員の退職給与の規定の上では実にすでに年度認可の前、途中で退職手當の支給の実例が生じましたので、六五カ月の退職手当の支給といふことにきまつております。したがいまして、毎年度の決算書では、それに見

十七万といふものの大半をもうそいうう大物でどつとくずしている。まるでほんとうに予定するために逐年そんな膨大な引当金といふもの組んで、一方八百万なり七百万なりといふものを損失金といふような形で出しておつたというが、そいう形も考え方である。何もそれとは関係ないけれども、ちょっと私は役員の手当引当金、従業員の手当引当金、その増高するやう方が不均衡だと思う。これもあわせて所見があつたら承っておきたい。

合うだけの退職手当を役員の分にはほとんどおるわけでございます。職員の方はもうでも同様に、規定によります退職手当の引当金を毎年決算で行なつておこなつた。まことに恐縮に存じますのでござりますが、この点重ねて御謝りに説法かと存じますけれども、要するに、退職手当の引当金と申しますものは、将来自に備えての準備でございますので、そのような引き当て方をさせしていただきたいとするようなわけでござります。

○安田敏雄君 そうしますと、この三十六年度の予算は、そういう退職、現実に退職したという事実を含めて作ったものだから、結果においてはこれは出来高払いによってでき上がった決算式の予算です。

○説明員(富谷彰介君) 結果によりますと、そういうことになつておるわけになります。

○安田敏雄君 初期予算じゃない。

○小笠原二三男君 実際これは金はないんでしよう、ただこういう仕分けをしておるだけ。

○委員長(梶原茂喜君) 小笠原君、あとにして下さい。

○天田勝正君 せつからく持さんがその問題に入られましたから、私も先を急いでその問題に入りたいと思います。

そこで、今まで私は二十一條関係を質疑しましたが、これには私は当初お断わりしたように、二つある。一つは、法律違反、しかもそれには救済の方法がちゃんとあつたにもかかわらず、いつたて怠慢であるという指摘であり、もう一つは、かのように予算認可がおく

合うだけの退職手当を役員の分にははん  
んでおるわけでございます。職員のこ  
うでも同様に、規定によります退職  
当の引当金を毎年決算で行なってお  
次第でござります。で、多額な支  
出たにもかかわらず、そういう引き當  
てをしてというおしかりがございま  
た。まことに恐縮に存じますのでござ  
いますが、この点重ねて御観に説法か  
と存じますけれども、要するに、退職  
手当の引当金と申しますものは、将来  
に備えての準備でござりますので、そ  
のような引き当て方をさしていただき

れたために事業に支障を来たして、するために赤字累積の一つの原因にならぬ。その、もう法律違反であること何と言われようと明瞭なんですかからです。それは別として、このことのためには字累積になつた。さつきから申し上げて、よけいな機械を貰つたとかいろいろありますよ、しかし、その赤字累積の一つであるということはお認めになりますか。そういうことは関係ないおっしゃいますか、いずれですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 赤字の部分が予算認可がおくれたためにこつたか、こういう明確なお答えはきかねるかと思いますが、そういう業務執行に支障が、もし予算認可がおられたために起こつておるということになりますれば、そういう面からくる字も生じておる、こういうふうに考えております。

○天田勝正君 そこで、すでに安田委員も小笠原委員も指摘されました、とほうもない退職金をもらっておるしかもそれはどこから出てきたか、これは公團自体の退職金規程でしょ、この分も農林省の認可にかかりますか、いかがですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 役員の退職規程は、当初農林大臣の認可でできたものでございまして、その認可されました規程によつて支給されております。

○天田勝正君 ところが、これに対す

は積手のためために事業に支障を来たして、  
るために赤字累積の一つの原因にな  
たんではないかという指摘であ  
りす。その、もう法律違反であることによ  
何と言われようと明瞭なんですから  
それは別として、このことのためには  
字累積になつた。さつきから申し上  
て、よけいな機械を買つたとかいろ  
うありますよ、しかし、その赤字累  
積の一つであるということはお認めに  
りますか。そういうことは関係ない  
おっしゃいますか、いずれですか。  
○政府委員(生野正一郎君) 云々

大臣は御存じなかつたといつてこ  
とまつたが、とにかくこれが認可され  
て他の公会及び事業団、あるいは  
の公團、こういうものと全部歩調ば  
らつて、いるものかどうかということ  
農林省認可の基準になると思いま  
が、それは全部あれですか、肩をす  
てみて妥当なりときめて認可になつ  
んですか、いかがですか。

○政府委員(庄野五郎君) 当公團  
役員の退職規程の認可に際しまし



しております。当公團の理事長任命は昨年の十月一日、こういうふうに承知いたしております。それで東北開発の汚職事件が起こりましたのは昨年の暮れかことのとお止月早々だと、こういふうに聞いておりまして、天田先生のように知らざるところの責任、こういうこともあらうかと存じますが、汚職には関係ない、こういうふうに私は承知いたしておる次第でござります。

○小笠原二三男君 庄野さん知つてゐるかどうか。去年の九月、東北開発をおめになつたといふが、これは辞表を出して円満にやめたんじゃないのですよ。当時の迫水企画庁長官が、總裁以下一切各種の派閥関係、企業運営よろしくらず、理事の総退陣をしなくちゃいかぬという政府の方針によつてこれはやめたわけなんですよ。知つていませんか、そういうことを。

○政府委員(庄野五一郎君) 先般の決算委員会で企画庁の責任の方からそういうようなお話をあつたように承知いたしております。私としては昨年のことは存じております。

○天田勝正君 もう一点だけにいたしましておきます。ほんにもたくさんあるが、約束

がありますからよしますが、私は、端的に私の質問に対ししてこの部分は政府の責任でござります、こういう答弁がありましたから、かなりの部分満足している。しかし、何かするというと、

どうも私たちが指摘するのに入前の人が出るというと、その人を弁護するようなことを言い出して、そのところからおかしくなってしまう。かりに松本さんが、おっしゃるとおり九月に辞表を出されようと、その事情がどうあ

ろうと別として、汚職事件の摘發は暮れ以前であります。事の起つたのはそれがことのとお止月早々だと、こういふうに聞いておりまして、天田先生のようだ。そのときの理事で、政府の重役なんだ。その責任者が今度たいへん不始末のあった公團のあとがまの総責任者になるということで、幾ら庄野さんは保証されたからといつたって、とても安心していられるものではあります。でありますから、政府側としても安心していられるものではありません。庄野さんとおなじで、私は今各公團、公社、事業団、いかぬといふ政府の方針によつてこれも一つとつてみても、みな表として

上位者、軍人でいえば、その年に一日でもかかつたら一年分俸給をもらつた

ものだ。しかし、それではあまりどう

いふことで、だんだん直ってきたんで

すよ。私は今各公團、公社、事業団、

そういうものが職員などと比べれば、

とほうもない○六五に月数をかける

なんぞということは、わずかな年月お

れば何千万円になつてしまふ。そいつことはアンバランスだ、こう指摘

している。一つの同じ政府機関から他の

政府機関に移った場合には、再びもらえ

ることもけしからん、こう指摘

している。一つの同じ政府機関から他の

政府機関に移った場合には、再びもらえ

ることもけしからん、こう指

している。一つの同じ政府機関から他の

政府機関に移った場合には、再びもらえ

たということでおざいます。当初非常に山をかけてたくさんとったわけではございません。それから、先ほど御指摘のございました管理費について非常にきちんときちんやっているじゃないかという御指摘がございましたが、そのとおりでございまして、管理費の流用という、ことを厳に戒める建前で予算措置をいたしておるものでござりますから、業務勘定のほうでいろんな事業をお――受託事業なり貸付事業なりやりまして、収入があえて、それが予算とかなり変わって参りますけれども、管理費の面では厳に人件費の膨張その他冗費の節約ということを心がけているような次第でござります。

○小笠原二三男君 それからこの部分では二点だけ伺っておきますが、非常に大きく予算と決算と違っているのは事業費のうちの雑費です、一つは九千八百万ぐらいを見込んでおつたのが一億三千万ぐらいになっていますね、雑費がね。それからもう一つは、労務費を一億ぐらいに置いたのが一億五千万になっておる。五割の増です。これが非常に目立つた――あとの修繕費とか何とかというのは大体予算と見合っていますが、この点が大きく開いていますが、どういうところに原因があつたんですか。

○説明員(富谷彰介君) 先ほど申し上げましたとおり、管理費のほうは厳に予算内に縛るという方針をとっておりますけれども、業務勘定のほうは事業量がふえるに従いまして、それに関連して費用がかかるんで参るというような弾力性を持つておるような次第でござります。それから労務費は御承知のとおり、近年に至りまして急激に高騰い

○小笠原二三男君 五割の劳務費とい  
うのはどういうことですか。賃金が上  
高したからというだけではそんなこと  
は認められない。事業量が変わったの  
ですか。公務員関係や一般春闇相場な  
んというのよりはるかに高いです  
よ、これは。

の見積もりが非常に上がった、そういうう点で機械施工によらないで今、富谷参事官からお答え申し上げましたように、一般的の土工によらなければならぬのが非常にできた。そういう面を下請会社に下請さしたそのときの見積もり等において非常に問題があつたようにな承知いたしております、特に機械施工でない、一般土工の面等の見積もり、あるいは下請の出し方、そういう

算なんて、そんなものは予算ですか。それを黙って認め、そうして内部的にも統制ができるなかたという、こういう事情は、やはり公社幹部の怠慢と私どもが指摘して悪いことですか、行き過ぎですか、どうなんですか。

ちゃんと使つておる。何の基準も根柢もない。これでなおかつ適正で五点の優をくれて、最高の表彰をするということは私も納得いかない。これはこれだけにします。

次に、最後に一つだけ。予算書で貢出が乳牛の講入費として一億三千万ばかりござります。これは私の見ていろ

○説明員(谷谷彰介君) 事業の性質等で、直営の分でなしに下請に回す分でござりますとか、それから機械施工でなしに一般土工に回った分とか、そういう分の関係でございます。

○小笠原三三男君 一般に土木事業等では、いわゆる土建会社といわれるようなところでは、労務費の刻み方いかんでプラス、マイナスが出てくるということで、機械その他の問題はほとんど目算が置ける。それで労務費をいかに縮めるかということで会社運営の基礎にしておるということを聞いておる。それが予算で一億置いておって、五割方も違うようなこういう運営をするということは、経営自体が能力ががないと見ていいじゃないですか。こんなものを監督官庁認めておるのですか。そういう理由で上がったとするならばですよ。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘のとおり非常に不都合かと存じますが、三十五年度の事業につきましては、災害復旧その他事前調査等不十分、こういうような御指摘がありましたように、公団の機械施工で相当にける、こういった見積もりでやつておりますて、それが災害復旧等で時期的に早く復旧しなければならぬ、あるいは初め

**○小笠原二三男君 行政管理庁の説明**  
によりますと、本所と支所との予算の使い方、あるいはその承認の仕方、これはもう三十五年度ですか、全然ルーズだということで、全部指摘しておる事項は金の使い方について指摘しております。とんでもない、こんな会社なんてあったものでないと、いろいろとも思うようなことがずっと記載されておる。本所は支所がどれだけ使ったかもわからぬ。本所の許可も得ないで支所独断でどんどん金が出せるような形態。見積もりも何もあつたものじゃない。こういうことで五千万もの狂いが出てくる事業計画そのものにもそれは誤算があつたでしようが、やつぱり指摘したことが累積してこういうことになっておるようにもしあうと目には見られるのですね。これで、先ほどおっしゃったように、理事者なり幹部が適正な公社の運営をしておったのだと、いう、今の学校で言うたら五点に位する最高の敬意をもって表彰すべきだというように言われますが、常識的に、予算なんであつてもなくともいいことになる。何のための予算なんですね。五割方も狂ってしまうというような予

でござります。それから支所等の運営、本所との連絡等においても欠けるところがあつた、こういう点、行管からの指摘があつた次第でございます。五年度のそういう赤字累増の責任年度につきましては、担当の理事が引責いたして辞職いたしております。

○小笠原二三男君 この行政管理庁が説明しているところによると、二十三ページに書いてありますね、「昭和十五事業年度は要求予算の内容を示す付属書類を欠いていたため、本所は予算査定の方法がなく、支所の要求どおり送金していた。」あるいは支所の経理というものは、「多式式簿記により事業地」ととに予算と支出を対照検理するよう指示されているが、実際は殆んど励行されず」と。次の二十四ページになりますと、「各支所の月別所要資金は、予算実施計画示達表によることと規定されているが、昭和三十一年度は予算の認可が遅延して、資金需要計画書によつて交付したので、三云々」ということで、もうめちゃくちゃ

六年度の貸借対照表の借方——二十一ページで、償付金と動資産とあります。乳牛販勘定一億一千五百四十八万円、こう出ています。この関係を説明してもらいたい。

○説明員(富谷彰介君) 三十五年度の収入支出予算で、収入の部であげてございます。乳牛事業収入は、それまでに三十一年度から各県に乳牛を配付いたしました。その償還金が入ってくる収入でございます。それから、同じく収入支出予算の支出の部の乳牛購入費一億三千万は、それに添付してございます業務計画にござりますとおり、乳牛導入費用は三十五年度まで、実は行なわれましたので、同年蒙州から十三頭の乳牛を入れるための購入費でございます。それから、同じく三十五年度の貸借対照表にございます借方の部の投資及び基金、乳牛割賦元金の勘定は、從来府県に渡しました乳牛で引き渡して済みで債権確定した分の金がここに計上してございます。下のほうに流动資産の乳牛販勘定としてございますのは、公団では確かに渡したのでございますが、契約完了していい勘定をここに一億一千五百万円計上してある

の見積もりが非常に上がった、そういう点で機械施工によらないで今、富谷参事官からお答え申し上げましたように、一般的の土工によらなければならぬのが非常にできた。そういう面を下請会社に下請さしたそのときの見積もり等において非常に問題があつたように承知いたしております。特に機械施工でない、一般土工の面等の見積もり、あるいは下請の出し方、そういう点に問題がある、こういうふうに承知しております。

それと黙って認め、そうして内部的にも統制ができなかつたという、こういう事情は、やはり公社幹部の怠慢と私ども指摘して悪いことですか、行き過ぎですか、どうなんですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 御指摘の点まことにごもっともと存じます。三十五年につきましては、そういう契約なり、業務執行なり、担当いたしておられました理事の責任も非常に多いわけでござります。それから支所等の運営、本所との連絡等においても欠けるところがあつた、こういう点、行管からの指導があつた次第でございます。その点われわれも今後の運営の方向として改善をやつていかなくちゃならぬ、こう思っております。なお、五年度のそういう赤字累増の責任等につきましては、担当の理事が引責いたして辞職いたしております。

○小笠原二三男君 この行政管理庁が説明しているところによると、二十三ページに書いてありますね、「昭和十五事業年度は要求予算の内容を示す付属書類を欠いていたため、本所は予算査定の方法がなく、支所の要求どおり送金していた。」あるいは支所の經理といふものは、「多桁式簿記により事業地」とに予算と支出を対照検理するよう指示されているが、実際は殆ど施行されず」と。次の二十四ページになりますと、「各支所の月別資金需要計画書によつて交付したのと規定されているが、実際は殆ど

ちゃんと使つておる。何の基準も根柢もない。これでなおかつ適正で五点の優をくれて、最高の表彰をするというふうなことは私も納得いかない。これはこれだけにします。

次に、最後に一つだけ。予算書で見ますと、乳牛事業収入というのが一億九百万ばかりござります。そうして支出が乳牛の講入費として一億三千万ばかりござります。これは私の見ていろいろのは二十一ページです。それと、三十六年度の貸借対照表の借方——二十二ページです。借方で投資及び基金とあって、二億七千七百三十六万円、流动資産とあります。牛仔勘定一億一千五百四十八万円、こう出ています。この関係を説明してもらいたい。

○説明員(富谷彰介君) 三十五年度の収入支出予算で、収入の部であげてございます。乳牛事業収入は、それまでに三十一年度から各県に乳牛を配付いたしましたその償還金が入ってくる収入でございます。それから、同じく収入支出予算の支出の部の乳牛購入費一億三千万は、それに添付してございます業務計画にござりますとおり、乳牛導入費用は三十五年度まで、実は行なわれましたので、同年豪州から三千三百頭の乳牛を入れたための購入費でございます。それから、同じく三十五年度の貸借対照表にござります借方の部の投資及び基金、乳牛割賦元金の勘定は、從来府県に渡しました乳牛で引き渡してあります。それから、同じく三十五年度の貸借対照表にござります借方の部の投資ここに一億一千五百万円計上してある動資産の乳牛仮勘定としてござりますが、公団では確かに渡したのでございますが、契約完了していい勘定を

わけでございます。

○小笠原二三男君 それでは、単年度として損益計算書はどういうふうに出ていますか。

○説明員(富谷彰介君) 損益計算書のほうには、この乳牛勘定は過去の精算勘定でございますから、つまり、今算書のほうに出て参りません。それから、当該年度に千三百頭買いましたのは、買いましてそのまま売り渡すものでございますので、この損益計算書には計上しておらないわけでございます。

○小笠原二三男君 それで、過去の債権勘定でございますのは、過去の貸借対照表にございますのは、過去の債権勘定でございますから、損益計算書のほうに出て参りません。それから、当該年度に千三百頭買いましたのは、買いましてそのまま売り渡すものでございますが、この損益計算書には計上しておらないわけでございます。

○小笠原二三男君 大体八千六百万くらい……。

○説明員(富谷彰介君) はい。

○小笠原二三男君 それで、この公団の勘定科目では、この乳牛関係は別立てで、独立勘定でやっているのですか、他の事業費と込みにやっているのですか。

○説明員(富谷彰介君) これは畜産局からの委託事業でございますので別立てにいたしまして、全部つづらの通り抜け勘定になっております。

○小笠原二三男君 それならそれをちょうど教えていただきたいのですが、現在までの購買数は出でていますがね。

○説明員(富谷彰介君) 利益の点でございますが、これは全部通り抜け勘定で、公團には損益ございませんので、それでも困る。——まあ説明してこちらなさい。

○説明員(富谷彰介君) これまでに引き渡しましたもので、現在まで入っております金は、三十二年度が千二百六十頭であります。失礼いたしました。

○小笠原二三男君 そうすると、八百六十五頭の代金は幾らですか、購入代金は。千三百頭について一億三千万です。予算是そうなっています。そうすると、実際八百六十五頭を購買した

金額は幾らですか。

○説明員(富谷彰介君) 一頭当たりの単価が約十万円でございますので、総計で九千万円……。

○小笠原二三男君 大体八千六百万くらい……。

○説明員(富谷彰介君) はい。

○小笠原二三男君 それで、この公団の勘定科目では、この乳牛関係は別立てで、独立勘定でやっているのですか、他の事業費と込みにやっているのですか。

○説明員(富谷彰介君) これは畜産局からの委託事業でございますので別立てにいたしまして、全部つづらの通り抜け勘定になっております。

○小笠原二三男君 それならそれをちょうど教えていただきたいのですが、現在までの購買数は出でていますがね。

○説明員(富谷彰介君) 利益の点でございますが、これは全部通り抜け勘定で、公團には損益ございませんので、それでも困る。——まあ説明してこちらなさい。

○説明員(富谷彰介君) これまでに引き渡しましたもので、現在まで入っております。

○小笠原二三男君 それで、これは復却代金は幾らで、回収分は幾ら、利益は幾ら。

○説明員(富谷彰介君) 計画どおり現在までの購買数は出でていますがね。

○説明員(富谷彰介君) この購費代金のトータルは幾らで、売却代金は幾らで、回収分は幾ら、利益は幾ら。

○説明員(富谷彰介君) それで、これは復却代金は幾らで、回収分は幾ら、利益は幾ら。

るんですか。

○説明員(富谷彰介君) 全部取り立てますと、トータルで六億九千七百万円でございます。今後三十七年から四十六年まで、あと十カ年償還にかかるわでございます。

○小笠原二三男君 そうすると、ちょっと計算するのめんどうですから、あなたほんとうにトータルあると思うので聞けでございます。

○小笠原二三男君 そうすると、ちょっと計算するのめんどうですか、過去のほうですが、過去五年間の收入は幾らですか。

○小笠原二三男君 そうすると、ちょっと計算するのめんどうですか、過去のほうですが、過去五年間の收入は幾らですか。

○小笠原二三男君 そうすると、残は三百万だけですね。二億一千五百万の差があつて、利払いが二億一千二百万と

○小笠原二三男君 そうすると、残は三百万だけですね。二億一千五百万の差があつて、利払いが二億一千二百万と

○小笠原二三男君 ちよつと御趣旨がわかりません。

は、利払い、あるいは経費として使われたもの、そういう計算になるわけですか。

○説明員(富谷彰介君) そのとおりでございます。

○小笠原二三男君 この四億八千五百万円に対しても、十五年間の利子総額は六億九千七百万のうちですか。

○小笠原二三男君 そうすると、ちょっと計算するのめんどうですか、過去のほうですが、過去五年間の收入は幾らですか。

○小笠原二三男君 ちよつと御趣旨がわかりません。

○説明員(富谷彰介君) 公團の持ち出しだでございます。

○小笠原二三男君 この点についてあなたはおっしゃつた。それで持ち出しがある。公團は損しているのです。

○説明員(富谷彰介君) こういうものを委託を受けて損しているという結果になる。

○説明員(富谷彰介君) 先ほど申し上げようが悪かったのでございますが、乳牛を買いまして、それに何割かの利益を見込んで売っているのでございます。

○説明員(富谷彰介君) ちよつと御趣旨がわかりません。

○説明員(富谷彰介君) 牛全部で四億八千五百萬円、それから償還のトータルが六億九千七百万円でございます。その差額が二億一千五百萬円でございます。

○説明員(富谷彰介君) 牛全部で四億八千五百萬円、それから償還のトータルが六億九千七百万円でございます。その差額が二億一千五百萬円でございます。

○説明員(富谷彰介君) ちよつと御趣旨がわかりません。

○説明員(富谷彰介君) これは畜産局

が負担いたしました。

○小笠原二三男君 これは負担済みですか。

○説明員(富谷彰介君) 全部計算がついております。

○小笠原二三男君 それはこの勘定に入っていますか。

○説明員(富谷彰介君) 入っておりません。

○小笠原二三男君 なぜ入らないのですか。

○説明員(富谷彰介君) 横浜に陸揚げいたしまして、現実に引き渡した頭数で金をもらっておりませんのですから、購入と引き渡し不能の差額につきましては、畜産局が公團に支払ってくれるわけでございます。

○小笠原二三男君 金だけは全頭數分を公團が借りる。そうして公團の責任で支払う、乳牛を持ってくる、不良牛を陸揚げ地で淘汰し、淘汰したもののは別途畜産局関係の金として公團に入ってくる。それが公團収入にあがらぬということはどういうことですか。

○説明員(富谷彰介君) 公團収入といたしましては、県に先り渡した分を公團収入としてあげております。したがって、事故牛の分につきましては、損害を畜産局から補てんしてもらっておりますので、収入としては県に売り渡した分が収入としてあがっております。

消すのには、片方収入を立てなければ消えていかぬです。その収入のほうは、勘定科目に入れないので、どうしてこっちの負債のほうが消えていくのでありますか。そんな経理をどこでやっている

のですか。国のことなら勝手だという事でやるのですか。

○天田勝正君 関連してちょっと、参

事官、今の小笠原委員の質問にあわせて答えてもらいたい。そういう経理の仕方をすると、金銭出納簿はどういう帳簿になるのですか。金銭出納簿といふのは、収入を入れると支出に出すとかいうことは別個として、金銭の出入り全部記帳しなければならぬはずですが、今の御答弁のとおりだとすれば、金銭出納簿のほうはどうなんですか、あわせてお答え願いたい。

○小笠原二三男君 私の申し上げたのは、乳牛の割賦元金というものがどんづんふえて、そうして決済がついて、復金のその分の金が落とせるわけですね。それが貸借対照表ではその勘定科目が立っているわけです。これへ入れないで、その金はどこへいったんですか。

○説明員(富谷彰介君) トータルで五千百六十万二千円入っております。

○小笠原二三男君 それは昔と云ふべきになります。

○説明員(富谷彰介君) そのとおりで

○小笠原二三男君 私は、この数字のことを聞こうとして長々とこんなこと

を質問しておったのではない。三十五年度では打ち切りになつたようですが

○小笠原二三男君 失礼いたしました。ただいまよく調べましたところ

が、収入の部は、県に売り渡した乳牛代金のほかに、ただいま御指摘のありましたが、少なくとも、三十年からこの公團事業を始めて経過年度で赤字が出

代金のほかに、ただいま御指摘のありますので、何年には幾ら、何年には幾ら入っているか表があります。

○小笠原二三男君 一つの経理で、百円が支出であり、あるいは収入である。そして決算としてプラス、マイナスととんだ、出てくる貸借対照表として残っているんでしょう。負債を

は一千一百万円、三十四年は一千万円、三十五年一千三百万円、先ほど申し上げましたのは、失礼いたしましたが、これを含めた全部の収入のトータルでざいます。

○小笠原二三男君 私の言うのは、事故牛の年度別に入った金を聞いていますのです。これはそうですか。

○説明員(富谷彰介君) そのとおりです。

○小笠原二三男君 そんな、金額は一千何百万円といふような、六百二十頭なら六千二百万円ですか、六千二百万円がトータルで入っておられますか。

○説明員(富谷彰介君) トータルで五千百六十万二千円入っております。

○小笠原二三男君 それは昔と云ふべきになります。

○説明員(富谷彰介君) そのとおりで

○小笠原二三男君 私は、この数字のことを聞こうとして長々とこんなこと

を質問しておったのではない。三十五年度では打ち切りになつたようですが

○小笠原二三男君 失礼いたしました。ただいまよく調べましたところ

が、収入の部は、県に売り渡した乳牛代金のほかに、ただいま御指摘のありますので、何年には幾ら、何年には幾ら入っているか表があります。

○小笠原二三男君 一つの経理で、百円が支出であり、あるいは収入である。そして決算としてプラス、マイナスととんだ、出てくる貸借対照表として残っているんでしょう。負債を

すロスになる、危険負担も十分に考えてもられない、そんなものまでこの公團に背負わせた。これは過去のことです。政府みずからがやることではないか。政府みずからがやることではないか。政府みずからがやることではないか。

○政府委員(庄野五一郎君) 公團でのジャーニーの輸入を取り扱います。までは、畜産局におきまして、ジャーニーの輸入等をやっておった次第でござります。これは当院でもお答え申しあがくと思いますが、当時の事情として、非常に外貨がなくて、そういう面から購買等にも支障を来たすと、こういふ状況もありました。これが放牧酪農ですか、そういう状況もありました。かたがた世銀の金を入れます場合には、政

府機関——政府でこれを借りると、この手当をしたというのか。ホルスターインでも何でもよかつたのだけれど、それが建前にして入れようと、金の手当をしたというのか。ホルスターインでも何でもよかつたのだけれど、金の借り入れの条件とは申さないが、その経緯でジャーニーを入れなきやならないということだったのか、いまだにわからぬ。この点は何度聞いても愛知用水公團を作つて世銀の金を借りる、こういふような事情でございました。それが貸借対照表ではその勘定科目が立つてあるわけですが、これへ入れないで、その金はどこへいったんだ

○小笠原二三男君 それには、私の承認いたしましたのです。その当時の畜産行政としてはどうだったのです。

○政府委員(庄野五一郎君) 当時の事情はつまびらかに私も承認いたしておませんが、私の承認している範囲では、ジャーニーを入れる、こういう方針で進んできた、こういうふうに承認いたしております。

○小笠原二三男君 そんなら約一割近い事故牛が出るような輸入の仕方といふのは、やはり問題があつたとはお

考えになりませんか。

○政府委員(庄野五一郎君) この輸入につきましては、相当大量に集団的に

入れるということで、畜産局から購買検査官が現地に行く等、万全の措置を

畜産局としては、やはりジャーニーを

国で買つたという事情が、三十一年、あつたわけでござります。で、それが外貨の関係で買えないということになりましたが、これを含めた全部の収入のトータルでざいます。

○小笠原二三男君 詳しい事情は承知いたしておりませんが、当時

政府役人なり県の役人がニュージーランドに行って買つてくるのですからね。そうして通り抜け勘定で、みすみ

事故牛の収納金が八百万円、三十三年には

ますけれども、結果において非常に事故牛が出た、こういう点は遺憾に存じます。だんだん年次を、経験を経ますにつれまして事故牛等もまた減ってきましたように聞いております。

○小笠原二三男君 まあ、これで私の質問は終わります。何と申しますか、資金的に、とでも申しましようか、要らざる公團に対し負担をかける、

こういうような行為があつた点ですね。あるいは赤字は国庫補助金で始末したり、幾多の原因が累積され、どうしてもやはり過去の公團運営というものはどこか継まりがなかつた。またルーズであつても、国のなすべきことも押しつけたりしている関係から、十分な指導と監督が行なわれなかつた。相対すべくいろいろな仕事をこの公團にやらせてきた農地局の農地関係の公事業、補助事業、これらのいろいろな問題がからんで、この公團の事業をやらせてきたというところにも、所期のこの目的が成績が上がらなかつたという原因があるのでないですか。そういう反省はないのですか。

○政府委員(庄野五一郎君) 所期の目的は、上北、根釣を特定事業として開発する、こういうことで、必要な開発の大規模機械を世銀の借款で買入れて、それを担当する、こういうことで発足をいたしたわけですが、その後の方針等も逐次変遷いたしたわけでございまして、そういう面におきまして、事業の確保が國においても十分できなかつた。そういう点は認めざるを得ない面もありますが、今後の事業運営にあたりまして、そういうこと

のないように、今後開墾にいたしましても、國營のパイロットなり、あるいは農業のパイロット、あるいは補助事業、あるいは構造改善対策事業中における開墾のパイロット、あるいは補助施工、といった面にこの開発公團の機械を利用させるというふうな指導監督をいたしたい、こういうふうに考えております。

○小笠原二三男君 もう端的に申し上げまして、機械化公團ですから、機械

で効率を上げるということが大事なことだとと思うので、先ほど来稼働時間なり、稼働日数が少ないというような批判がありましたが、結局今後において國として構造改善事業、あるいは牧野の改良等が公共事業になつたこの機会に、ほんとうに計画的に公團そのものがフルな活動ができるよう、全国的な事業配置等、あるいはそれがタイミングよく次々と近距離へ転移していくよう、あるいは冬期間に遊休機械がたくさん出ないように、フルな活動ができるような計画的なもう少し策を助していくと申しますか、指導していく、こういうようなこと等、万般の施策を過去の反省から私はお願いしたいと思うのです。強くそういう点を希望しておきたいと思うのです。終わります。

○政府委員(庄野五一郎君) 御趣旨の点十分注意いたしまして、そういう方

向で公團の指導、監督に当たりたい、

こういうふうに考えております。

○安田敏雄君 わかりましたではなくて、決意のほどを。

○政府委員(中野文門君) 御趣旨に沿います。

○政府委員(庄野五一郎君) 御趣旨の点十分注意いたしまして、そういう方の大型機械を世銀の借款で買入れて、それを担当する、こういうことで発足をいたしたわけですが、その後の開墾政策等につきまして、國の方針等も逐次変遷いたしたわけでございまして、そういう面におきまして、公團に十分な特定事業に類するような事業の確保が國においても十分できなかつた。そういう点は認めざるを得ない面もありますが、今後の事業運営にあたりまして、そういうこと

書と予算書について面目を一新すると

いう建前で改正案が出てるわけです

から、質問したかったわけです。とこ

ろがこれは公團自体が、農地局へ出し

きます補助整理、こういった事業の機械施工、といった面にこの開発公團の

いし、これはどう変わるかわからない

わけです。特に三十六年度の出来高に

よつたような予算書の内容とこれと比

較してみましたときに、非常にずさん

な点があるわけです。たとえば資料で

いただいた三十六年度の過去の予算書

の款項を見ましても、非常に詳細に書

いてあるけれども、これは非常に疎漏

なんです。したがつてここで質問して

いるけれども、これは非常に疎漏

臣に対しますするものを除きまして終了したものといたします。

○委員長(梶原茂嘉君) 次に、農地法の一部を改正する法律案(第三十九回国會閣法第六六号)農業協同組合法の一部を改正する法律案(第三十九回国會閣法第六七号)以上、二案を一括議題といたします。兩案は去る二十日衆議院から送付せられ、本委員会に付託せられました。

それではこれより両案の質疑に入ります。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○清澤俊英君 まあ一つだけ。法人組織を作られる場合に合資公社なり、合名公社、有限公社、農事組合法人、大

體四つの形式を構想しておる。法人組織を作られますとき、農事組合法人定款

ですとかの協同組合形式のものと、合名公社、合資公社、有限公社等を作つて、それを法人組織にすることができる、

こうなつておりますが、その際のその

法人はおのれの農地法等の改正か

ら、もしくは小作権農地ですか、そ

ういうものを出資体系でもつて形成する

ことが原則のようですね。その場合、

かりに有限公社なら有限公社を作り、

合資公社を作るなら合資公社を作りま

すとき、その出資したものは一応合

資会社へ出資登記として登記せられる

のかどうか、こういことを伺います。

○政府委員(庄野五一郎君) 農業生産

法人は、御指摘のように有限公社、合

資公社、合名公社、それから農協法に

基づきます農事組合法人、この四形

態になります。この農業生産法人が所

定の要件を備えました場合に、農地法

上農地の所有権、あるいは使用収益権の移転を許可する農地法第三条によつて許可する、こういうことに相なるわ

けですが、この所有権の移転、あるいは農地につきましての使用収益権の移転は出資の場合もござりますし、あるいは所有権ならば売買というような場合もございます。必ずしも出資が原則、

こういうことは相なつておらないわけでござります。貸付という場合もあ

るわけでございます。これは構成員に

なります。必ずしも出資が原則、

こういうことは相なつておらないわけでござります。

○清澤俊英君 このところがはつきりして種々協議をいたしまして、その自

主性によって決定される、こういうこ

とになるわけでござります。

○清澤俊英君 その場合に今の、問題

にしていることがあるのですね。それ

だけ一つ私は聞いてきょうは帰ろうと

思つておりますが、税務署でその場

合、譲渡した場合には譲渡税を取るう

うのですが、ナシを作つて、販売の形

式はまあ遊園ですか、人が遊びに来て

そしてそれを食べたり買つたりして

くのが非常に利益があるそうです。これは旭川なんて御承知のとおり今の酪農体系をそれに直そうとしているし、山梨県にもそれが非常に成功したものがあるという。だからそれをやろうとしても三十人の人が約十万坪のものを今やろうとした。そうしたところが税務署へ行つていろいろその手続を研究したところが、一千万円取られるというのである。譲渡税を。一千万円取られちゃう。それでそれをやろうとする方法で、税金を取られない方法でひとつやつらどうか、こういう話をしてみたのです。その場合に、これは後ほど本格的に審議に入るときに、ひとついろいろ私議論してみたいと思いまが、なぜに、一応作ります形態の中になりますと、非常にあの付近は誘惑があるというのですな。住宅地やいろんなものにするために高価で買ふとうるうかと想ひますので、今後の問題とへ譲渡して持つていこう、こういうことになりますと、非常にあの付近は誘惑に負けて、十萬坪対象にした

す。それは御指摘のとおりでございます。でこの問題について法人の運営なり、あるいは協業の促進、そういう意味からこの税制上の特例を何とか開いたします段階において、それぞれ関係の大蔵当局等とも折衝いたしたので意味からこの制度を立案するが、まだこの特例を開くまでに至つてない。こういう事情は御指摘のとおり、誘惑等もあって、場所によつては所有権を移しておかなければあぶないといったような事態をあらうかと存じますが、大体の見通しといたしまして、所有権を譲渡する、または賃借権を設定するとか、賃借権を貸し付けるとか、こういったような問題も多々あります。どういうことかといいますと、いろいろな土地を出資したりして、今度は農業生産法人の資格を得るわけですね。そういう場合には、結局、農民も将来農地が信託されるというようなことになつてしまつて、いつ、状況によつては、不在地主になつて、それからその土地を手放さなければならぬかという場合のそろばん勘定を、この法案が通ると、農民はしますよ。そういう場合に、これはどうも、たとえば中央道ができると開発せられる見込みがあるから、そろばん勘定によつては、早くいい値で放したほうがいいというようなことが農民でも考えられてくる。そういうことの参考にしたいために、ひとつの遊園組織を作つて相当の投資をして一つの事業を始めるでしょう。しかもにある程度になつてきて、人に説惑だらといつてほんほんやめられてしまつたらこれは危険でできない。だからどうしても譲渡形式で一応定款なり、初めからの申し合わせなりできちんと、勝手に脱退して勝手に人に売るなんということでのきぬようにしまつた。これは法人組織ですからできませんとこりううのです。この際の税金の関係はどうなりますか。

○政府委員(庄野五一郎君) 法人に所

有權を譲渡いたします場合は普通の例

だと存じます。譲渡いたしました場合

は譲渡所得税がかかるわけでございま

す。それは御指摘のとおりでございます。でこの問題について法人の運営なり、あるいは協業の促進、そういう意味からこの制度を立案するが、まだこの特例を開くまでに至つてない。こういう事情は御指摘のとおり、誘惑等もあって、場所によつては所有権を移しておかなければあぶないといったような事態をあらうかと存じますが、大体の見通しといたしまして、所有権を譲渡する、または賃借権を設定するとか、賃借権を貸し付けるとか、こういったような問題も多々あります。どういうことかといいますと、いろいろな土地を出資したりして、今度は農業生産法人の資格を得るわけですね。そういう場合には、結局、農民も将来農地が信託されるというようなことになつてしまつて、いつ、状況によつては、不在地主になつて、それからその土地を手放さなければならぬかという場合のそろばん勘定を、この法案が通ると、農民はしますよ。そういう場合に、これはどうも、たとえば中央道ができると開発せられる見込みがあるから、そろばん勘定によつては、早くいい値で放したほうがいいというようなことが農民でも考えられてくる。そういうことの参考にしたいために、ひとつの遊園組織を作つて相当の投資をして一つの事業を始めるでしょう。しかもにある程度になつてきて、人に説惑だらといつてほんほんやめられてしまつたらこれは危険でできない。だからどうしても譲渡形式で一応定款なり、初めからの申し合わせなりできちんと、勝手に脱退して勝手に人に売るなんということでのきぬようにしまつた。これは法人組織ですからできませんとこりううのです。この際の税金の関係はどうなりますか。

○清澤俊英君 それじゃ、農業基本法

によって、そして構造改善を主要目的

としてやるということで法律まで変え

ります。

○清澤俊英君 その資料の中に入つて

るかどうかわかりませんが、これが

提案されたのが去年の二月なんです

ね、三十六年の三月か一月か……。

○政府委員(庄野五一郎君) 農地法の

改正と農協法の改正でござりますね、

それから提案理由の補足説明をいたし

ております。

○安田敏雄君 この資料の中に入つて

るかどうかわかりませんが、これが

提案されたのが去年の二月なんです

ね、三十六年の三月か一月か……。

○政府委員(庄野五一郎君) 農地法の

改正と農協法の改正でござりますね、

それから提案理由の補足説明をいたし

ております。

○安田敏雄君 その前に一ぺん提出し

たことはありますか。廃案になつてお

る、通常国会で、そうでしたな、三十

八国会……。

○政府委員(庄野五一郎君) 三十八国

会において廃案になりまして、三十九

と同じように、登録税の免除がござい

ます。

○清澤俊英君 そのほかの登録税はだ

めなんですか、会社のほうは、これは

重大問題だ。

○政府委員(庄野五一郎君) 所有権の

出資または所有権の移転、こういうの

がござりますれば権利主体が変わりま

すので、登録税等はかかる、こういうの

よろに承知しております。会社はかか

ります。

○清澤俊英君 それじゃ、農業基本法

によって、そして構造改善を主要目的

としてやるということで法律まで変え

ります。

○清澤俊英君 その資料の中に入つて

るかどうかわかりませんが、これが

提案されたのが去年の二月なんです

ね、三十六年の三月か一月か……。

○政府委員(庄野五一郎君) 農地法の

改正と農協法の改正でござりますね、

それから提案理由の補足説明をいたし

ております。

○安田敏雄君 その前に一ぺん提出し

たことはありますか。廃案になつてお

る、通常国会で、そうでしたな、三十

八国会……。

○政府委員(庄野五一郎君) 三十八国

会において廃案になりまして、三十九

と同じように、登録税の免除がござい

ます。

○清澤俊英君 そのほかの登録税はだ

めなんですか、会社のほうは、これは

重大問題だ。

○政府委員(庄野五一郎君) 三十八国

会において廃案になりまして、三十九

と同じように、登録税の免除がござい

ます。

○清澤俊英君 その前に一ぺん提出し

たことはありますか。廃案になつてお

る、通常国会で、そうでしたな、三十

八国会……。

○政府委員(庄野五一郎君) 三十八国

会において廃案になりまして、三十九

と同じように、登録税の免除がござい

ます。

○清澤俊英君 その前に一ぺん提出し

たことはありますか。廃案になつてお

る、通常国会で、そうでしたな、三十

八国会……。

○政府委員(庄野五一郎君) 三十八国

会において廃案になりまして、三十九

と同じように、登録税の免除がござい

ます。

○清澤俊英君 その前に一ぺん提出し

たことはありますか。廃案になつてお

る、通常国会で、そうでしたな、三十

八国会……。

○政府委員(庄野五一郎君) 三十八国

会において廃案になりまして、三十九

と同じように、登録税の免除がござい

ます。

○清澤俊英君 その前に一ぺん提出し

たことはありますか。廃案になつてお

る、通常国会で、そうでしたな、三十

八国会……。

○政府委員(庄野五一郎君) 三十八国

会において廃案になりました。

○清澤俊英君 その前に一ぺん提出し

たことはありますか。廃案になつてお

る、通常国会で、そうでしたな、三十



じである。

第二八七六号

昭和三十七年四月

九日受理

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 長野県上水内郡豊野町

一、九四八東浜油脂株式会社取締役社長 東

浜一郎

紹介議員 森元治郎君

この請願の趣旨は、第二八三五号と同一である。

九日受理

紹介議員 森元治郎君

この請願の趣旨は、第二八三五号と同一である。

第二八七七号

昭和三十七年四月

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

九日受理

紹介議員 大森創造君

この請願の趣旨は、第二八三五号と同一である。

十日受理

紹介議員 大森創造君

外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願

十日受理

紹介議員 大森創造君

この請願の趣旨は、第二八三五号と同一である。

第二八九三号	昭和三十七年四月	外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
十日受理		紹介議員 森元治郎君
請願者 東京都品川区荏原四ノ一五七 大屋正信外一	名	請願者 東京都品川区荏原四ノ一五七 大屋正信外一
願	紹介議員 武藤常介君	この請願の趣旨は、第二八三五号と同一である。
第二八九四号	昭和三十七年四月	外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
十日受理		紹介議員 森元治郎君
請願者 東京都文京区高田豊川町六〇ホシ産業株式会社取締役社長 星野正夫	名	請願者 東京都文京区高田豊川町六〇ホシ産業株式会社取締役社長 星野正夫
願	紹介議員 武藤常介君	この請願の趣旨は、第二八三五号と同一である。
第二九四九号	昭和三十七年四月	外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
十一日受理		紹介議員 森元治郎君
請願者 東京都世田谷区玉川瀬田町九六三丸和油脂株式会社内 高橋康夫外	名	請願者 東京都世田谷区玉川瀬田町九六三丸和油脂株式会社内 高橋康夫外
願	紹介議員 武藤常介君	この請願の趣旨は、第二八三五号と同一である。
第二九〇〇号	昭和三十七年四月	外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
十二日受理		紹介議員 森元治郎君
請願者 東京都目黒区緑ヶ丘二、三八八合資会社大内 夏梅泰男外二名	名	請願者 東京都目黒区緑ヶ丘二、三八八合資会社大内 夏梅泰男外二名
願	紹介議員 武藤常介君	この請願の趣旨は、第二八三五号と同一である。
第二九五〇号	昭和三十七年四月	外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
十一日受理		紹介議員 森元治郎君
請願者 東京都文京区高田豊川町六ノ一五九マルニ製油株式会社内 小川昭夫	名	請願者 東京都文京区高田豊川町六ノ一五九マルニ製油株式会社内 小川昭夫
願	紹介議員 武藤常介君	この請願の趣旨は、第二八三五号と同一である。
第二九九一号	昭和三十七年四月	外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
十二日受理		紹介議員 武藤常介君
請願者 東京都台東区南千住町三外二名	名	請願者 東京都台東区南千住町三外二名
願	紹介議員 武藤常介君	この請願の趣旨は、第二八三五号と同一である。
第二八三九号	昭和三十七年四月	解放農地補償に関する請願(十四通)
六日受理		紹介議員 中野文門君
請願者 兵庫県氷上郡柏原町柏原二一八前川茂雄外十三名	名	請願者 兵庫県氷上郡柏原町柏原二一八前川茂雄外十三名
願	紹介議員 武藤常介君	この請願の趣旨は、第二八三五号と同一である。
第二九九二号	昭和三十七年四月	外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
十二日受理		紹介議員 森元治郎君
請願者 一五五株式会社安田商店代表取締役 安田清外一名	名	請願者 一五五株式会社安田商店代表取締役 安田清外一名
願	紹介議員 武藤常介君	この請願の趣旨は、第二八三五号と同一である。
第二九五一号	昭和三十七年四月	外資及び技術導入による豊年リーバ社のマーガリン等の生産反対に関する請願
十一日受理		紹介議員 大森創造君
請願者 東京都目黒区緑ヶ丘二、三八八合資会社大内 夏梅泰男外二名	名	請願者 東京都目黒区緑ヶ丘二、三八八合資会社大内 夏梅泰男外二名
願	紹介議員 武藤常介君	この請願の趣旨は、第二八三五号と同一である。

のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋戸橋二ノ一一日新化工

請願者 二、三八八合資会社大

請願者 三、三八八合資会社大

請願者 丁一一〇三楽食品興業

請願者 株式会社代表取締役

請願者 山田政佳

請願者 郡祐一君

請願者 花岡種雄外二名

請願者 紹介議員 大森創造君

請願者 村油脂東京営業所内

請願者 花岡種雄外二名

のマーガリン等の生産反対に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋戸橋二ノ一一日新化工

請願者 戸橋二ノ一一日新化工





紹介議員 堀本 宜実君  
この請願の趣旨は、第二八三九号と同じである。

第二九二五号 昭和三十七年四月  
十日受理  
解放農地補償に関する請願

請願者 高知市朝倉丁三三四  
桑尾系衛外二百八十四  
名

紹介議員 寺尾 豊君  
この請願の趣旨は、第二八三九号と同じである。

第二九二六号 昭和三十七年四月  
十日受理  
解放農地補償に関する請願

請願者 福岡県八女市大字平  
平マサエ外四十七名

紹介議員 野田 俊作君  
この請願の趣旨は、第二八三九号と同じである。

第二九二七号 昭和三十七年四月  
十日受理  
解放農地補償に関する請願

請願者 佐賀県神崎郡神崎町大  
字的七九 王丸貞子外  
八百三十九名

紹介議員 杉原 荒太君  
この請願の趣旨は、第二八三九号と同じである。

第二九二八号 昭和三十七年四月  
十日受理  
解放農地補償に関する請願

請願者 佐賀市西与賀町 城島  
愛助外七百一名

紹介議員 錫島 直紹君  
この請願の趣旨は、第二八三九号と同じである。

く要請した結果、農業協同組合整備特別措置法に基づいてすでに合併した組合に対し、合併の成果を維持向上させるために特別の助成措置を講すべき旨の「農業協同組合合併助成法に対する附帯決議」が行なわれたが、その後における国の施策実施の面において、同助成法に対する附帯決議が具体化されず、はなはだ遺憾であるから、この附帯決議の趣旨に基づき、同助成法制定前にすでに合併を行なつた組合に対し、同助成法に規定する援助措置を、そ及適用する措置を講ぜられたいとの請願。





昭和三十七年五月一日印刷

昭和三十七年五月二日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局